

豊後高田市こども計画



令和7年3月
豊後高田市



はじめに

豊後高田市は、「地域の活力は人」という考えのもと、「未来への投資」として、保育料・授業料・医療費、そして、給食費の無料化など、「全国トップレベルの『本気の子育て支援』」を目指し取組を充実させてまいりました。



その結果、転入者が転出者を上回る人口の社会増が、11年連続で続き、「消滅可能性自治体」からも脱却することができました。

しかしながら、全国的にみると、核家族化、共働き世帯の増加、地域関係の希薄化等、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども、子育て家庭の負担・不安・孤立感が高まっている現状があります。

こうした状況を踏まえ、令和5年4月には、子ども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「こどもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了することから、新たに策定された「こども大綱」に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「豊後高田市こども計画」を策定し、子ども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

最後に、本計画のアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、策定にご尽力をいただきました「豊後高田市子ども・子育て会議」の委員の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

豊後高田市長 佐々木 敏夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 子ども・子育てに関する主な法律・制度	4
5 計画策定の経緯	6
6 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
7 放課後児童対策について	9
8 保育提供体制の確保のための実施計画について	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	16
1 人口・世帯・人口動態等	16
2 教育・保育の利用状況	23
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	25
4 実態調査の結果概要	30
5 子ども・子育てを取り巻く課題	41
6 令和6年度 大分県こどもの生活実態調査（豊後高田市）	43
第3章 計画における基本的な考え方	50
1 基本理念	50
2 基本的な視点	51
第4章 子ども・子育て支援事業計画の見込みと確保方策	54
1 教育・保育提供区域の考え方	54
2 教育・保育提供区域の設定	54
3 教育・保育の提供体制の確保方策と実施時期	56
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策と実施時期	58
第5章 目標実現に向けた施策内容の評価と課題	70
基本目標1 子ども・若者の持続的幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり	70
基本目標2 安心な子育てを支援する環境づくり	71
基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり	73
基本目標4 心身ともに豊かな子どもを育む環境づくり	76
基本目標5 安全で快適な子育てにやさしい環境づくり	78
基本目標6 子どもの最善の利益を支える環境づくり	79
基本目標7 仕事と子育てが両立する環境づくり	81
第6章 計画の推進体制	84
1 関係機関等との連携	84
2 役割	85
3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知	86

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では 1.43、令和5年では 1.20 と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、子ども政策をより強力で推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

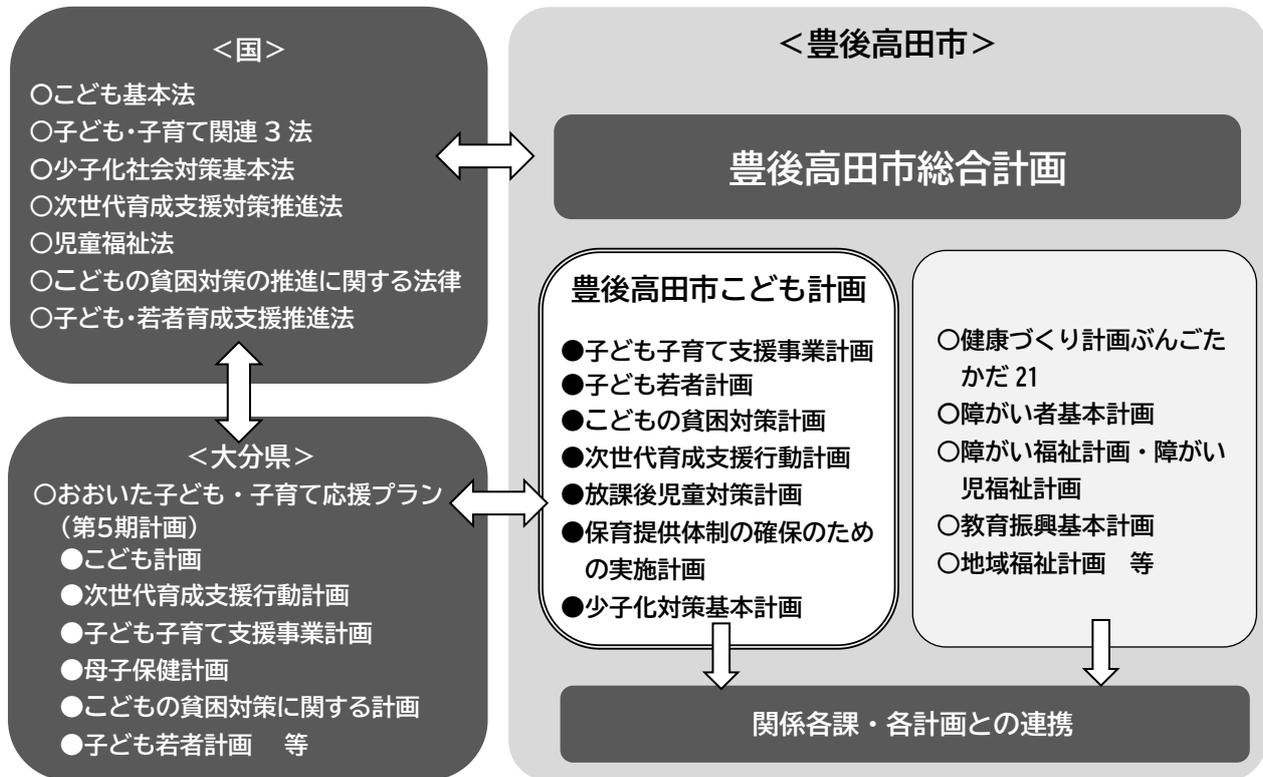
豊後高田市(以降「本市」という。)では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「こどもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了し、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とする「豊後高田市こども計画(以降「本計画」という)」を、「第3期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、子ども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「豊後高田市総合計画」を上位計画とし、保健・福祉分野の子育て支援・児童福祉等、子ども・若者・子育て当事者への幅広い支援の中核をなす計画として位置付けられます。
- 本計画は、豊後高田市総合計画の子育て支援関連、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、「放課後児童対策計画」、「保育提供体制の確保のための実施計画」、少子化社会対策基本法に規定する少子化社会対策大綱の内容を位置づけた「少子化対策基本計画」を内包しています。
- 本計画は、国・県との連携を図り、健康づくり計画ぶんごたかだ 21 をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。

■ 国・県・関連計画等との連携



3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					豊後高田市子ども計画				
第2期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画					第3期豊後高田市子ども・子育て支援事業計画				

4 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	こどもの貧困対策の推進に関する法律	こどもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に乗せられた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。 （計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及びこどもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。 <p style="text-align: center;">＜こどもまんなか社会＞</p> 子ども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」と定義されている。

5 計画策定の経緯

(1)豊後高田市子ども・子育て会議の開催

市民、学職経験者、関係団体代表などから構成される「豊後高田市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

(2)パブリックコメントの実施

豊後高田市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和7年2月1日から令和7年2月14日まで意見の募集を実施し、市民意見の反映に努めました。

(3)実態調査の実施

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に子育て中の保護者を対象とした実態調査、令和6年度に、県と連携し小学5年生から高校3年生までの全児童・生徒、小学5年生と中学2年生の保護者を対象としたヤングケアラー実態調査等を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

■ 令和5年度実態調査の概要

調査対象者	豊後高田市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年2月22日（木）～令和6年3月15日（金）					
調査方法	郵便発送及び施設経由の配布による調査。回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	650件	219件	111件	330件	50.7%
	小学生	450件	182件	136件	318件	70.6%
	合計	1,100件	401件	247件	648件	58.9%

■令和6年度ヤングケアラー実態調査、こどもの生活実態調査

調査対象者	小学5年生から高校3年生までの全児童・生徒、小学5年生と中学2年生の保護者
調査期間	令和6年6月21日～令和6年7月19日
調査方法	無記名のWeb調査(児童生徒は一人一台タブレット、保護者はスマホ等を活用) 学校(ホームルームなどの時間を活用、自宅での回答も可)、保護者は自宅など
設問数	児童生徒:最大66問、保護者:最大26問

【豊後高田市】	区 分	回答数
ヤングケアラー実態調査	小学校(5年・6年)	319人
	中学生	423人
	高校生	373人
	(①小計)	1,115人
こどもの生活実態調査	小学校5年生の保護者	109人
	中学校2年生の保護者	91人
	(②小計)	200人
	①+②合計	1,315人

6 持続可能な開発目標(SDGs)について

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGs は発展途上国だけでなく、先進国自身に取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本市においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



7 放課後児童対策について

こども家庭庁(厚生労働省)と文部科学省は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」(平成 26 年7月策定)、「新・放課後子ども総合プラン」(平成 30 年9月策定、以下「新プラン」という。)を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を押し進めてきました。

特に、放課後児童クラブの受け皿整備については、累次の対策により、「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整(マッチング)」の観点から、各種補助事業等を通じて集中的に取り組んできたところです。その成果として、令和6年5月1日時点において、目標値である約 152 万人に近接する 151.9 万人に至ったものの、待機児童数は同年5月1日時点で 1.8 万人、10月1日時点で 0.9 万人となり、令和5年度に比べて増加が認められています。特に、新プランが最終年度を迎えるにあたっては、改めて新プランの趣旨を周知し、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の受け皿整備における学校施設活用の促進や、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携促進に取り組んできました。こうした状況や「パッケージ 2024」に基づく取組を進める中で、浮かび上がってきた課題を踏まえて従来の取組の継続に加えて新たな取組を進めることとし、待機児童の解消に向けた対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、両省庁が連携し、予算・運用等の両面から令和6～7年度に集中的に取り組むべき内容について、「放課後児童対策パッケージ 2025」を策定しました。

【放課後児童対策の具体的な内容について】

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

本市では、令和6年4月1日時点で待機児童はいませんが、今後、児童数が増加する校区で、待機児童対策が求められることから、「放課後児童クラブを開設する場の確保」、「放課後児童クラブを運営する人材の確保」及び「適切な利用調整(マッチング)」が必要になります。場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要があります。これまで安全・安心な場の確保として学校施設の活用を押し進めてきたところ、小学校 35 人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な利用(タイムシェア)も積極的に検討する必要があります。並行して、学校外においても利活用できる空間の確保や施設整備も拡充して対応していきます。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保に取り組めます。

(2) すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策において、すべての子どもにとって安全・安心な居場所を確保していくことが求められています。この実現のためには、従事する職員やコーディネートする人材の確保が重要です。また、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進していく必要がありますので、合わせて質の向上に資する取組を多角的に行っていきます。さらに、放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う職員配置等を行うなど、業務負担軽減事業に取り組めます。

8 保育提供体制の確保のための実施計画について

(1)保育提供体制の確保のための実施計画とは

令和6年度まで「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備等を進めるため、「新子育て安心プラン実施計画」を作成し、保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策に係る補助事業を実施してきました。

国において令和6年12月20日に「保育政策の新たな方向性」を取りまとめ、待機児童対策については「新子育て安心プラン」のように全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行わず、引き続き地域の課題に応じたきめ細やかな対策をしていくこととなりました。また、今後は人口減少が進む中での保育機能の確保・強化にも対応していくため、地域によっては統廃合や規模の縮小、保育施設の多機能化等について進めていくことも必要となります。

令和7年度以降の保育提供体制については、「保育提供体制の確保のための財政支援に関する実施方針」に基づき、「保育提供体制の確保のための実施計画」を作成し、保育需要と提供体制の「見える化」を図るとともに、待機児童対策や人口減少対策、地域課題対策に係る補助事業を実施することになります。

本市の「保育提供体制の確保のための実施計画」は次のとおりです。

保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域)

1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制

保育提供区域	全域					
保育提供区域の 設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすい ・広範囲の児童を受入れができ、施設運営が安定する ・需給バランスの区域差が生じにくい 					
	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前 ① 児童数	0 歳 児	98.	119.	118.	131.	97.
	1・2 歳 児	240.	217.	236.	259.	272.
	3 歳 以 上 児	490.	465.	424.	365.	365.
	合 計	828.	801.	778.	755.	734.
（申 保育込 ② ニ ー 者 ズ ） 数	0 歳 児	25.	31.	30.	34.	25.
	1・2 歳 児	200.	181.	197.	216.	227.
	3 歳 以 上 児	353.	335.	306.	263.	263.
	合 計	578.	547.	533.	513.	515.
（申 ② 込 ① ） 率	0 歳 児	25.5%	26.1%	25.4%	26.0%	25.8%
	1・2 歳 児	83.3%	83.4%	83.5%	83.4%	83.5%
	3 歳 以 上 児	72.0%	72.0%	72.2%	72.1%	72.1%
	合 計	69.8%	68.3%	68.5%	67.9%	70.2%
（利 整用 備定 量員 ） 数	0 歳 児	83.	83.	83.	83.	83.
	1・2 歳 児	217.	217.	217.	217.	217.
	3 歳 以 上 児	280.	288.	300.	300.	300.
	合 計	580.	588.	600.	600.	600.
待 機 児 童 数	0 歳 児	0.				
	1・2 歳 児	0.				
	3 歳 以 上 児	0.				
	合 計	0.				

【申込者数(保育ニーズ)算定の考え方】

	申込者数(保育ニーズ)の算定式		算定式に用いた要素の推計方法	
算定式	0歳児	① 令和3年度 申し込み率28.8% ② 令和4年度 申し込み率29.4% ③ 令和5年度 申し込み率28.0% ④ 令和6年度 申し込み率15.5% ⑤ 令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度の平均申込率を算出 ⑥年度ごとの就学前児童数に⑤にて算出した割合で申込者を推測	① 42人 ÷ 146人 = 28.8% ② 48人 ÷ 163人 = 29.4% ③ 33人 ÷ 118人 = 28.0% ④ 16人 ÷ 103人 = 15.5% ⑤ 28.8% + 29.4% + 28.0% + 15.5% = 25.4%	
	1・2歳児	① 令和3年度 申し込み率80.4% ② 令和4年度 申し込み率82.4% ③ 令和5年度 申し込み率83.1% ④ 令和6年度 申し込み率86.3% ⑤ 令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度の平均申込率を算出 ⑥年度ごとの就学前児童数に⑤にて算出した割合で申込者を推測	① 230人 ÷ 286人 = 80.4% ② 263人 ÷ 319人 = 82.4% ③ 270人 ÷ 325人 = 83.1% ④ 254人 ÷ 294人 = 86.3% ⑤ 80.4% + 82.4% + 83.1% + 86.3% = 83.1%	
	3歳以上児	① 令和3年度 申し込み率69.9% ② 令和4年度 申し込み率72.1% ③ 令和5年度 申し込み率70.8% ④ 令和6年度 申し込み率75.1% ⑤ 令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度の平均申込率を算出 ⑥年度ごとの就学前児童数に⑤にて算出した割合で申込者を推測	① 344人 ÷ 492人 = 69.9% ② 344人 ÷ 477人 = 72.1% ③ 334人 ÷ 472人 = 70.8% ④ 343人 ÷ 457人 = 75.1% ⑤ 69.9% + 72.1% + 70.8% + 75.1% = 72.0%	
加味する要素	要素の有無	有り(上記の他に加味する要素がある)	←プルダウン選択してください。	
	要素の説明	①市独自で国・県の制度に上乗せし、保育園等の保育料・副食費の無償化を行っています。 ②移住支援施策(以下参考)に取り組んでいるため、子育て世帯の移住者が多く、2014年以降はすべての年で転入者が転出者を上回り、転入児童数の増加に繋がっています。 ・令和6年度から移住者向け住宅団地整備 ・子育て誕生祝い金、子育て応援入学祝い金 ・高校生までの医療費・入院時の食事代無料 ・幼児～小・中学生の市営塾、高田高校生徒を対象とした公設民営塾が無料 ・高田高校授業料完全無料 ③地域課題について本市は、過疎地域であり、保育人材確保が喫緊の課題です。市独自で「保育士就職支援事業」、「保育士処遇改善事業」や令和4年度からは国の補助事業を活用し、「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施しています。今後も保育士確保競争が激化する中、保育人材確保のための様々な取り組みを強化し、保育ニーズに対応できるよう継続的に事業実施します。		

2. 期間中における定員増減の予定

	定員増加を図る施設(新設、増改築等)	定員減少を図る施設(統廃合等)	定員変更のない整備(修繕等)を予定している施設	定員増減数(差引合計)
令和7年度		・定員減(定員10名分) 1施設		定員減10名
令和8年度	・定員増(定員8名分) 1施設			定員増8名
令和9年度	・定員増(定員12名分) 1施設			定員増12名
令和10年度				

1. 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学前児童数	0歳児		98.		119.		118.		131.		97.
	1歳児		108.		104.		127.		126.		140.
	2歳児		132.		113.		109.		133.		132.
	合計		338.		336.		354.		390.		369.
対象児童数	0歳児		37.		45.		45.		49.		36.5
	1歳児		19.		18.		22.		22.		24.
	2歳児		23.		20.		19.		23.		23.
	合計		79.		83.		86.		94.		83.5
利用率	0歳児		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%
	1歳児		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%
	2歳児		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%		40.0%
	合計		120.0%		120.0%		120.0%		120.0%		120.0%
（利用者数）	0歳児		15.		18.		18.		20.		15.
	1歳児		8.		8.		9.		9.		10.
	2歳児		10.		8.		8.		10.		10.
	合計		33.		34.		35.		39.		35.
必要受入時間数	0歳児		150.		180.		180.		200.		150.
	1歳児		80.		80.		90.		90.		100.
	2歳児		100.		80.		80.		100.		100.
	合計		330.		340.		350.		390.		350.
（必要整備定員数）	0歳児	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.
	1歳児	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.
	2歳児	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.	1.
	合計	3.	3.	3.	3.	3.	3.	3.	3.	3.	3.

【利用者数(こども誰でも通園制度のニーズ)算定の考え方】

	利用者数(こども誰でも通園制度のニーズ)の算定式		算定式に用いた要素の推計方法
算定式	0歳児	令和7年度(98人-25人)÷2×0.4=15人 令和8年度(119人-31人)÷2×0.4=18人 令和9年度(118人-30人)÷2×0.4=18人 令和10年度(131人-34人)÷2×0.4=20人 令和11年度(97人-25人)÷2×0.4=15人	○就学前児童数 ・令和7年1月時点の人口推計を使用 ○利用率 ・令和6年2月に実施したニーズ調査を参考に見込んだ利用率を使用
	1歳児	令和7年度(108人-90人)×0.4=8人 令和8年度(104人-87人)×0.4=7人 令和9年度(127人-106人)×0.4=9人 令和10年度(126人-105人)×0.4=9人 令和11年度(140人-117人)×0.4=10人	○就学前児童数 ・令和7年1月時点の人口推計を使用 ○利用率 ・令和6年2月に実施したニーズ調査を参考に見込んだ利用率を使用
	2歳児	令和7年度(132人-109人)×0.4=10人 令和8年度(113人-93人)×0.4=8人 令和9年度(109人-91人)×0.4=8人 令和10年度(133人-110人)×0.4=10人 令和11年度(132人-109人)×0.4=10人	○就学前児童数 ・令和7年1月時点の人口推計を使用 ○利用率 ・令和6年2月に実施したニーズ調査を参考に見込んだ利用率を使用
加味する要素	要素の有無	有り(上記の他に加味する要素がある)	ーブルダウン選択してください。
	要素の説明	①市独自で国・県の制度に上乘せし、保育園等の保育料・副食費の無償化を行っています。 ②移住支援施策(以下参考)に取り組んでいるため、子育て世帯の移住者が多く、2014年以降はすべての年で転入者が転出者を上回り、転入児童数の増加に繋がっています。 ・令和6年度から移住者向け住宅団地整備 ・子育て誕生祝い金、子育て応援入学祝い金 ・高校生までの医療費・入院時の食事代無料 ・幼児～小・中学生の市営塾、高田高校生徒を対象とした公設民営塾が無料 ・高田高校授業料完全無料 ③地域課題について本市は、過疎地域であり、保育人材確保が喫緊の課題です。市独自で「保育士就職支援事業」、「保育士処遇改善事業」や令和4年度からは国の補助事業を活用し、「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施しています。今後も保育士確保競争が激化する中、保育人材確保のための様々な取り組みを強化し、保育ニーズに対応できるよう継続的に事業実施します。	

2. 期間中におけるこども誰でも通園制度の定員増減の予定

	整備(新設、増改築等)を要する定員増減を図る施設	整備・改修を要しない定員増減を図る施設	定員増減数(差引合計)
令和7年度		・認可保育所(余裕活用型) 1施設(3名)	定員増3名
令和8年度			
令和9年度			
令和10年度			

第2章

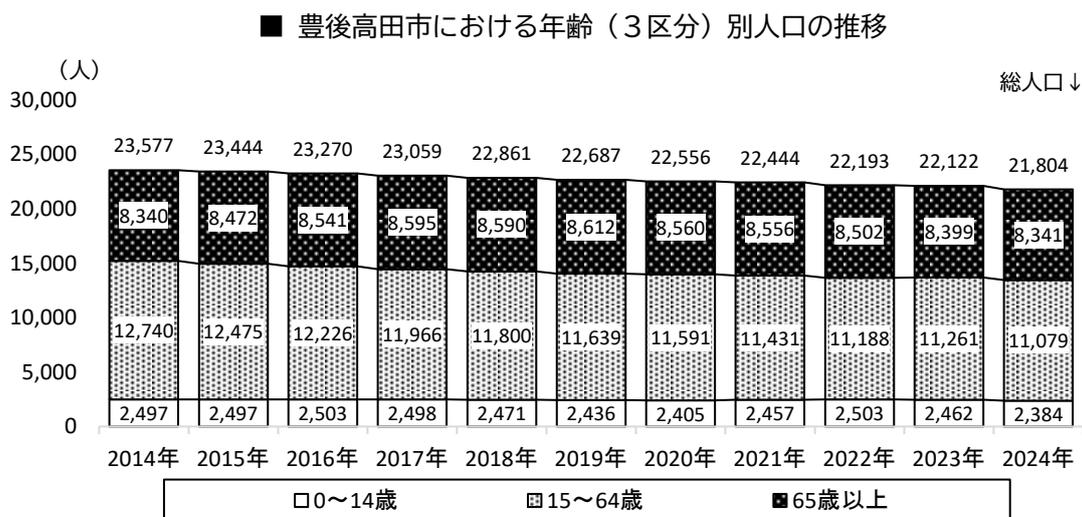
本市の子どもと家庭を取り巻く 状況と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

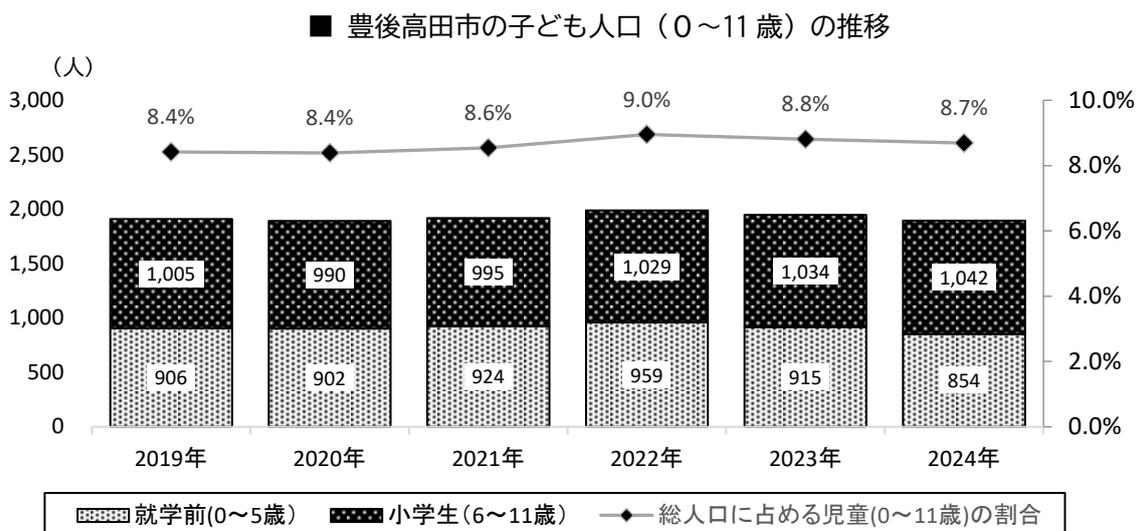
(1)人口の推移

本市の住民基本台帳による総人口の推移では、2014(平成26)年以降減少傾向が続いている状況です。年少人口(0～14歳)においては、2022(令和4)年には前年より微増となりましたが、それ以降は再び減少傾向となっています。



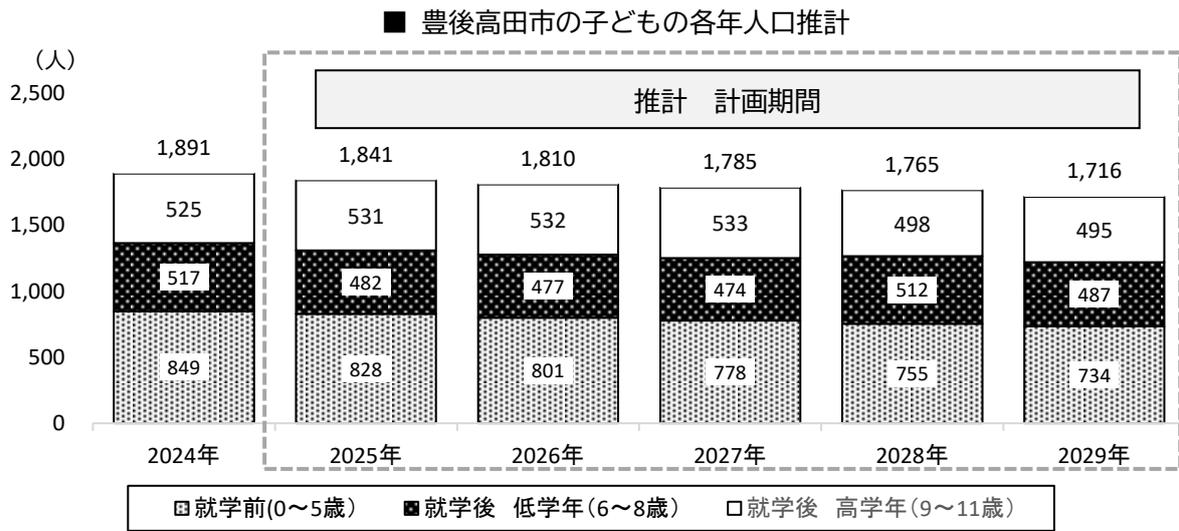
資料：住民基本台帳(各年3月31日)
※総人口には不詳・外国人含む

総人口に対する児童(0～11歳)の割合は、2022(令和4)年までは増加しているものの2023(令和5)年以降は減少傾向で推移しています。



資料：住民基本台帳(各年3月31日)

(2)将来の人口推計



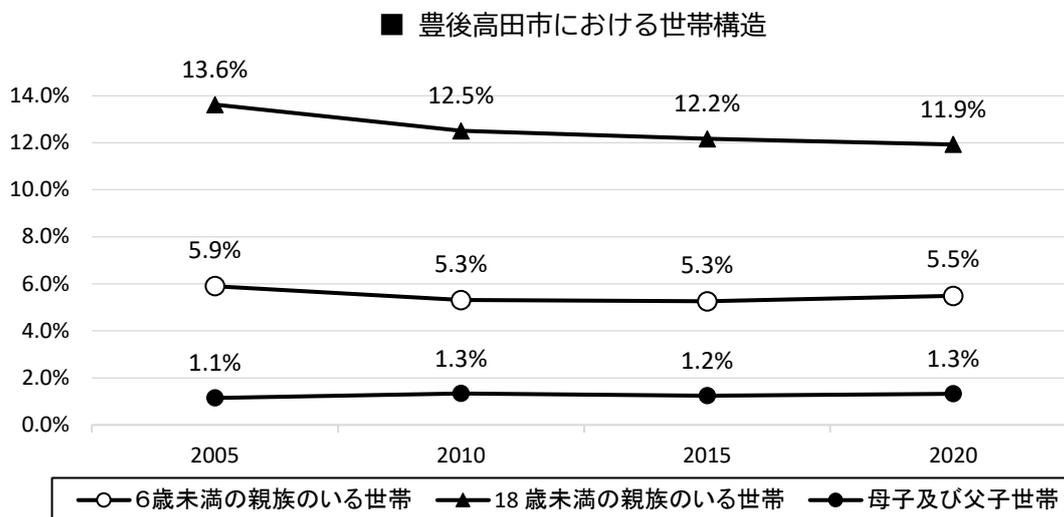
年齢	実績	推計				
	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)	2026 (令和8年)	2027 (令和9年)	2028 (令和10年)	2029 (令和11年)
0歳	102	98	119	118	131	97
1歳	126	108	104	127	126	140
2歳	166	132	113	109	133	132
3歳	156	169	134	115	111	135
4歳	161	157	171	135	116	112
5歳	138	164	160	174	138	118
6歳	166	140	166	162	176	140
7歳	173	168	142	169	165	180
8歳	178	174	169	143	171	167
9歳	170	180	176	171	145	173
10歳	178	173	183	179	174	148
11歳	177	178	173	183	179	174
合計	1,891	1,841	1,810	1,785	1,765	1,716

(3)世帯の状況

本市の一般世帯は緩やかに減少し、2020(令和2)年には 9,555 世帯となっています。

そのうち核家族世帯は 5,268 世帯となり、うち6歳未満の親族のいる世帯が5.5%(対一般世帯)を占め、18歳未満の親族のいる世帯は減少傾向となり11.9%(対一般世帯)を占めています。

また、母子及び父子世帯は2010(平成22)年以降、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：総務省「国勢調査」

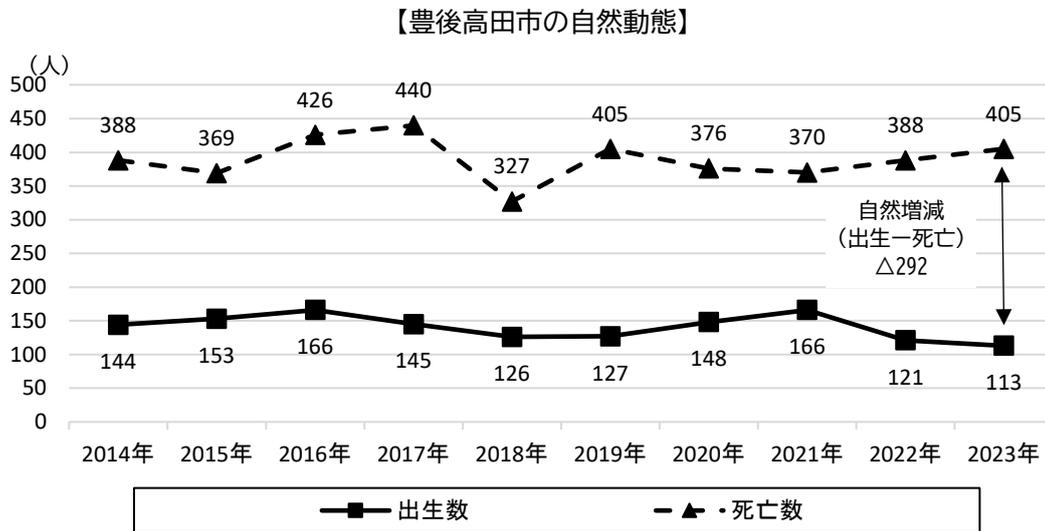
区分	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (令和2年)
一般世帯数	9,678	9,645	9,533	9,555
うち核家族世帯	5,657	5,481	5,411	5,268
6歳未満の親族のいる世帯	571	512	501	524
18歳未満の親族のいる世帯	1,318	1,206	1,160	1,140
母子及び父子世帯	111	129	119	127

資料：総務省「国勢調査」

(4)自然動態・社会動態

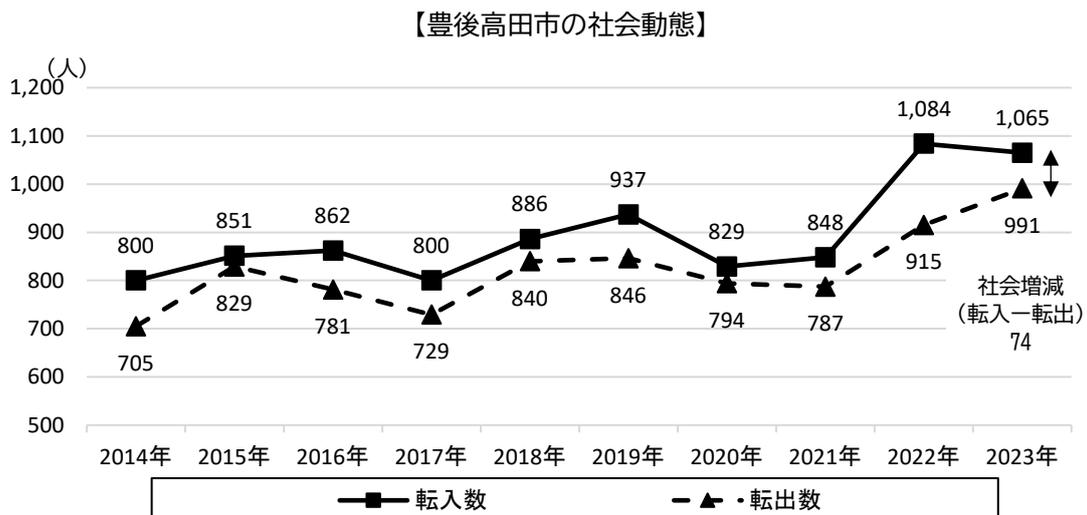
自然動態(出生－死亡)は、出生数では2019(令和元)年から2021(令和3)年にかけて増加傾向で推移していましたが、2022(令和4)年以降、減少しています。死亡数では2019(令和元)年以降、多少の増減はあるものの、横ばいで推移しています。

■ 豊後高田市における自然動態・社会動態の推移



資料：大分県 人口動態資料

社会動態(転入－転出)は、2014(平成26)年以降すべての年において、転入者が転出者を上回る状況です。

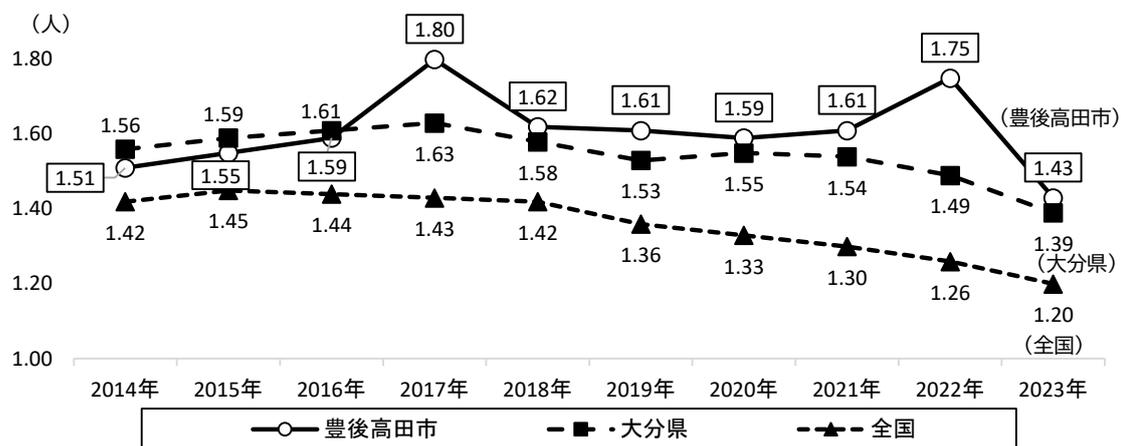


資料：大分県 人口動態資料

(5) 出生の状況

本市の出生の状況は合計特殊出生率に着目すると、当該年によって変動はあるものの全国の傾向と比較して高い数値を示しており、2017(平成29)年には1.8、2023(令和5)年には1.43となりますが、国、大分県の数値よりも高い数値となっています。

■ 合計特殊出生率の状況



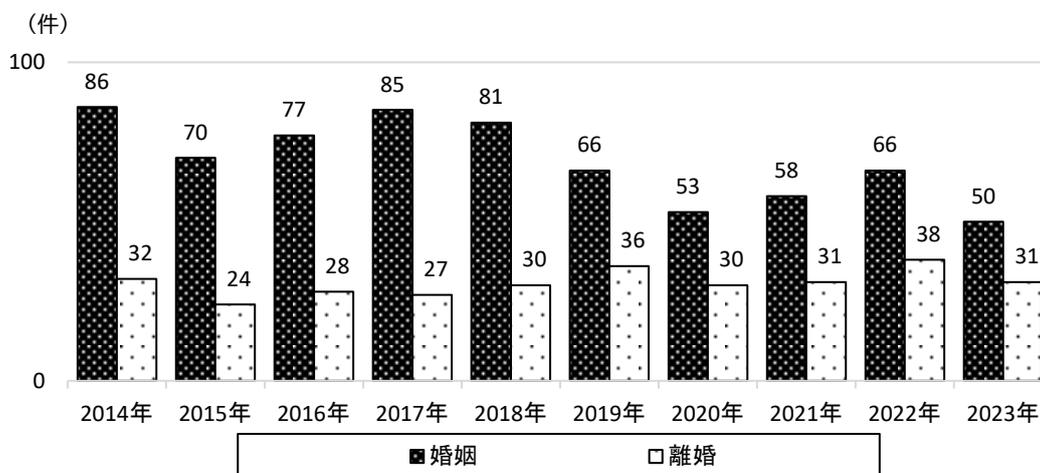
※ 合計特殊出生率

15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

(6) 婚姻・離婚の状況

婚姻・離婚の推移をみると、婚姻では2019(令和元)年から60件前後で推移し、離婚は2018(平成30)年から30～40件で推移しています。

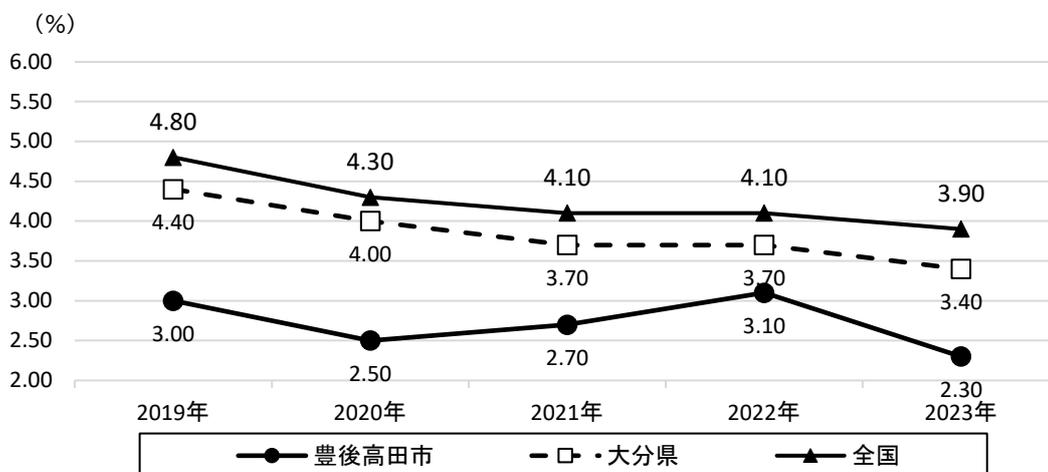
■ 婚姻・離婚の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

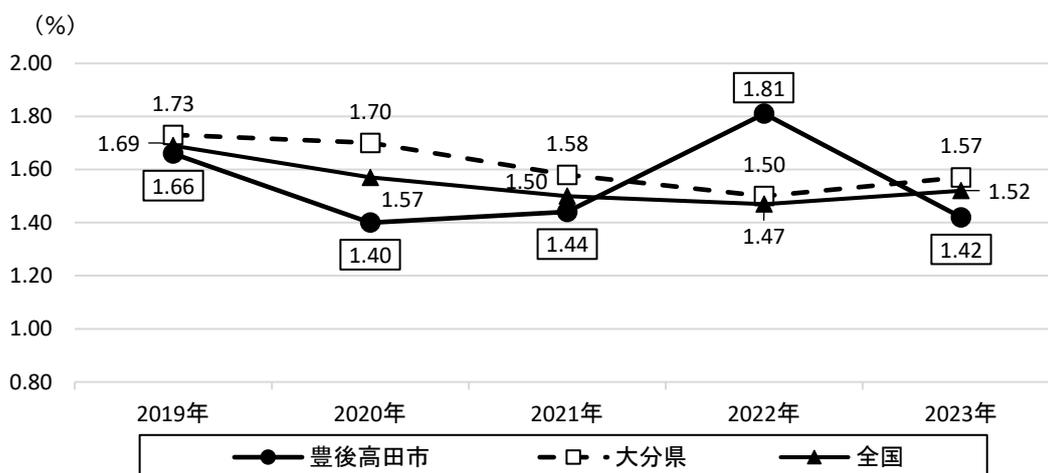
婚姻率・離婚率を全国・大分県と比較すると、婚姻率では全国・大分県より低い割合で推移しています。

■ 婚姻率の推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」
大分県 人口動態資料

■ 離婚率の推移



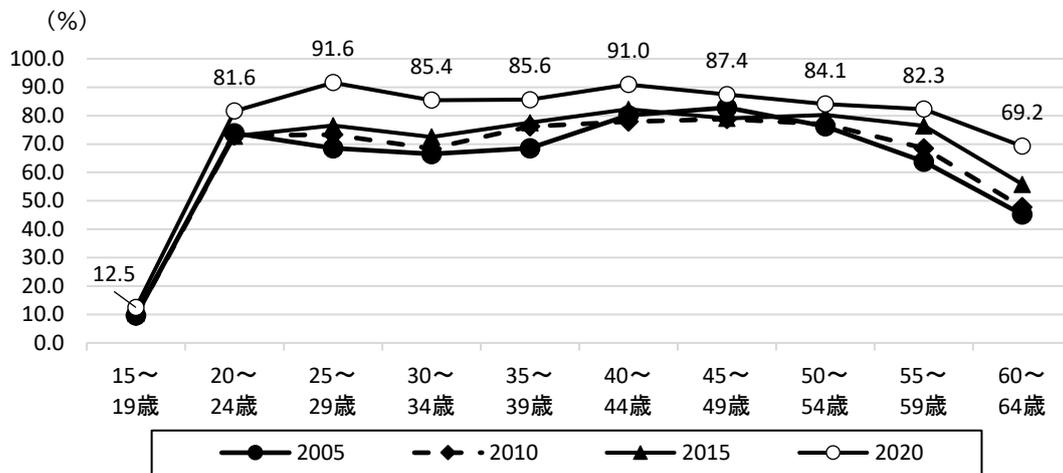
資料：厚生労働省「人口動態調査」
大分県 人口動態資料

(7)就労の状況

女性の年齢別労働力率をみると、2020(令和2)年では「25～29歳」と「40～44歳」を左右のピークとして、「30～34歳」を底とするM字カーブとなっています。また、2010(平成 22)年、2015(平成 27)年と比較すると、すべての年代で上昇しています。

■ 豊後高田市における女性の年齢別就業率の推移

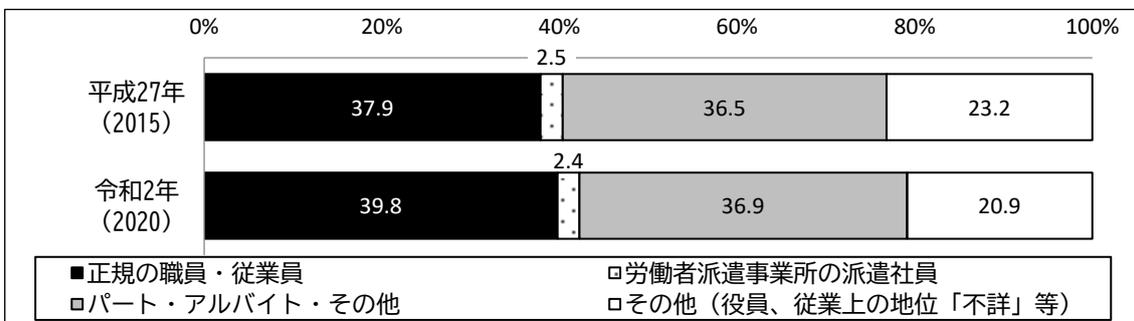
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
2005年	9.7	73.8	68.5	66.5	68.5	80.1	82.8	76.2	63.8	45.2
2010年	9.6	73.0	73.3	68.4	76.2	77.9	78.8	77.0	68.5	47.8
2015年	10.5	72.8	76.5	72.5	77.5	82.2	79.0	80.2	76.4	55.8
2020年	12.5	81.6	91.6	85.4	85.6	91.0	87.4	84.1	82.3	69.2



資料：総務省「国勢調査」
※労働力率とは、生産年齢人口に占める労働力人口の割合

また、女性(15歳以上就業者)の従業上の地位をみると2015(平成 27)年から2020(令和2)年にかけて「正規の職員・従業員」は増加して39.8%となっています。

■ 豊後高田市における女性(15歳以上就業者)の従業上の地位



2 教育・保育の利用状況

第2期計画においては、教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、また、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとの量の見込み(必要利用定員総数)と確保方策及び実施時期を設定しました。

第2期計画期間における量の見込み、確保方策及び実績は以下のとおりです。

事業計画と実績の比較のため不足となっている部分もありますが、定員増により対応しており、待機児童はありません。

(1)1号認定(3歳以上、幼稚園を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数	147人	141人	139人	138人	139人
②確保方策	260人	195人	195人	195人	195人
③実績	147人	163人	150人	145人	122人
②-③(過不足)	113人	32人	45人	50人	73人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(2)2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数	301人	289人	286人	284人	284人
②確保方策	295人	295人	295人	295人	295人
③実績	355人	359人	356人	349人	358人
②-③(過不足)	▲60人	▲64人	▲61人	▲54人	▲63人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(3)3号認定(0歳、保育所を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数	43人	42人	41人	41人	39人
②確保方策	45人	45人	45人	43人	43人
③実績	103人	111人	133人	108人	91人
②-③(過不足)	▲58人	▲66人	▲88人	▲65人	▲48人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

(4)3号認定(1・2歳、保育所を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数	222人	226人	220人	216人	212人
②確保方策	230人	230人	230人	280人	283人
③実績	256人	263人	294人	302人	286人
②-③(過不足)	▲26人	▲33人	▲64人	▲22人	▲3人

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び広域利用の見込み

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

第2期計画においては、国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び実施時期を設定しました。

第2期計画期間における量の見込み、確保方策及び実績は以下のとおりです。

(1)利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園・一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

現在、地域子育て支援拠点において、実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
③実績	1か所	1か所	1か所	1か所	3か所
②-③(過不足)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※ 確保方策については、子育て支援拠点施設実施か所（花っこルーム、出張花っこルーム真玉、出張花っこルーム香々地）とする。

(2)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育利用時間を超えて保育を実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	3,949人	3,811人	3,768人	3,733人	3,742人
②確保方策	3,949人	3,811人	3,768人	3,733人	3,742人
③実施施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
④実績	2,381人	2,090人	2,405人	2,539人	2,500人
②-④(過不足)	1,568人	1,721人	1,363人	1,194人	1,242人

※ 実施施設（城台、和光、河内、封戸、真玉、香々地保育園）

(3)放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等において、共働き家庭など親が留守の家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。また、学びの21世紀塾事業による放課後寺子屋での学習支援も併せて実施します。

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み総数	436人	447人	469人	473人	491人
小学1年生総数	106人	111人	116人	117人	120人
小学2年生総数	107人	109人	115人	116人	118人
小学3年生総数	87人	88人	91人	92人	96人
小学4年生総数	60人	61人	66人	66人	69人
小学5年生総数	44人	45人	47人	47人	50人
小学6年生総数	32人	33人	34人	35人	38人
②確保方策総数	436人	447人	469人	473人	491人
③実績総数	437人	370人	361人	426人	401人
小学1年生総数	110人	91人	104人	129人	103人
小学2年生総数	118人	92人	83人	101人	101人
小学3年生総数	75人	79人	71人	70人	86人
小学4年生総数	69人	51人	42人	64人	46人
小学5年生総数	32人	35人	42人	38人	47人
小学6年生総数	33人	22人	19人	24人	18人
②-③(過不足)	▲1人	77人	108人	47人	90人

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
②確保方策(実施施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
③実績(実施施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-③(過不足)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
④利用者数	3人	26人	22人	15人	30人

(5)乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	147人	143人	141人	138人	133人
②確保方策	147人	143人	141人	138人	133人
③実績	147人	163人	118人	107人	100人
②-③(過不足)	0人	▲20人	23人	31人	33人

(6)養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	34人	34人	33人	33人
②確保方策	35人	34人	34人	33人	33人
③実績	47人	52人	50人	51人	50人
②-③(過不足)	▲12人	▲18人	▲16人	▲18人	▲17人

(7)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,656人	15,692人	15,337人	15,017人	14,662人
②確保方策(実施施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
③実績(実施施設数)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②-③(過不足)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
④利用者数	5,458人	5,617人	6,418人	10,434人	10,434人

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育所等で、一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業(幼稚園)(1号認定)／幼稚園在園児(3～5歳)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	11,222人	10,829人	10,707人	10,608人	10,633人
②確保方策	11,222人	10,829人	10,707人	10,608人	10,633人
③実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
④実績	10,400人	12,205人	12,700人	14,729人	14,729人
②－④(過不足)	822人	▲1,376人	▲1,993人	▲4,121人	▲4,096人

② 一時預かり事業／保育園児以外(0～5歳)

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	557人	547人	538人	530人	524人
②確保方策	557人	547人	538人	530人	524人
③実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
④実績	539人	409人	442人	579人	579人
②－④(過不足)	18人	138人	96人	▲49人	▲55人

(9)病児・病後児保育事業

家庭で保育のできない乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	616人	603人	597人	581人	576人
②確保方策	616人	603人	597人	581人	576人
③実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
④実績	317人	731人	841人	1,263人	1,200人
②－④(過不足)	299人	▲128人	▲244人	▲682人	▲624人

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)や子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、又は両方を兼ねる人(両会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	123人	125人	122人	118人	114人
②確保方策	123人	125人	122人	118人	114人
③実績	138人	90人	75人	147人	147人
②-③(過不足)	▲15人	35人	47人	▲29人	▲33人

(11)妊婦健診事業

妊婦が定期的に受ける健診費用に対して助成を行う事業です。

■ 豊後高田市区域・量の見込み、確保方策及び実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	143人	141人	138人	133人	129人
②確保方策	143人	141人	138人	133人	129人
③実績	206人	235人	173人	180人	170人
②-③(過不足)	▲63人	▲94人	▲35人	▲47人	▲41人

4 実態調査の結果概要

令和5年度 豊後高田市内に居住する小学生以下の子どものいる世帯実態調査

(1)実態調査の概要

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和5年度に豊後高田市内に居住する小学生以下の子どものいる世帯を対象としたアンケート形式の実態調査を行いました。

調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用します。

■ 令和5年度実態調査の概要（再掲）

調査対象者	豊後高田市在住の就学前児童（0～5歳）及び小学6年生（6～11歳）までの子どものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出					
調査期間	令和6年2月22日（木）～令和6年3月15日（金）					
調査方法	郵便発送及び施設経由の配布による調査 回答は郵便及びWEBによる無記名回答方式					
配布・回収状況		配布件数	郵送回答数	WEB回答数	合計回答数	有効回答率
	就学前	650件	219件	111件	330件	50.8%
	小学生	450件	182件	136件	318件	70.7%
	合計	1,100件	401件	247件	648件	58.9%

(2)グラフやコメントについての留意点

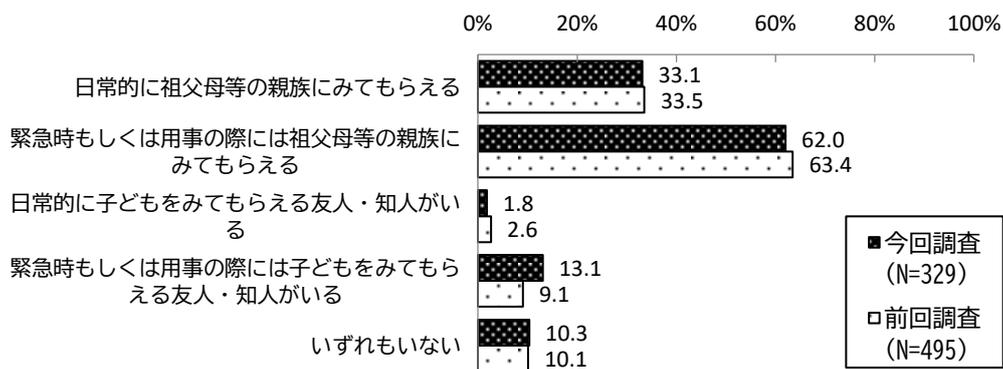
- ①回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものである。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%を超える場合があります。
- ②複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ③図表中の「N」や「n」(number of case)は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。
- ④本文中の選択肢について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。

(3)就学前児童 概要

① 子どもを預けられる環境について

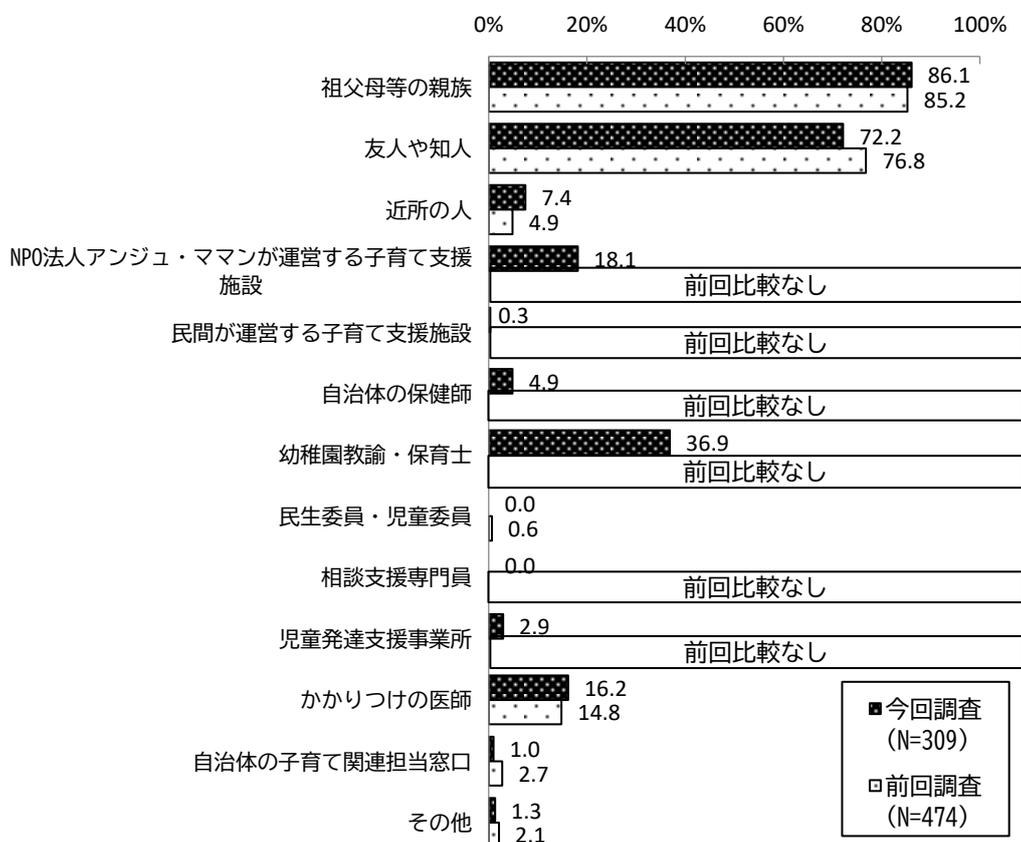
子どもを日頃みてもらえる親族・知人等の有無についてですが、祖父母等の親族については、前回調査よりやや減少していますが、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は62.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は33.1%となっています。

■設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



また、気軽にできる相談先については、「祖父母等の親族」(86.1%)、「友人や知人」(72.2%)が高い割合となっています。

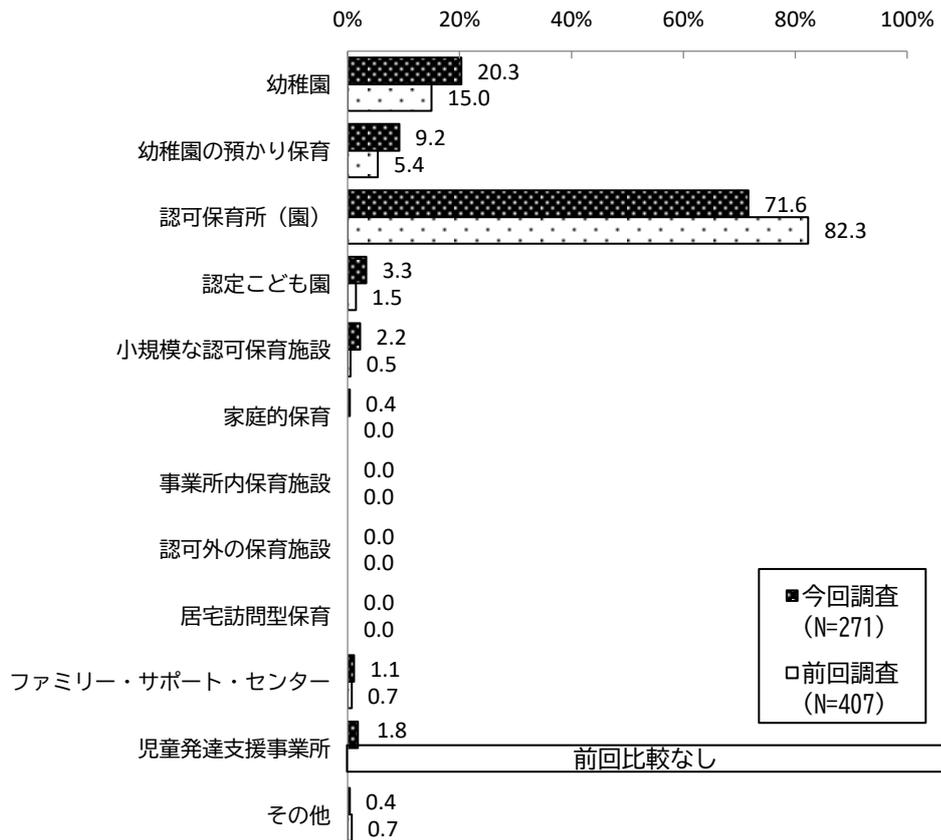
設問 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)



②定期的な教育・保育の利用状況と利用意向について

利用状況としては、認可保育所(園)(71.6%)が最も高く、次いで幼稚園(20.3%)となっており、幼稚園、幼稚園の預かり保育の割合が増加しています。

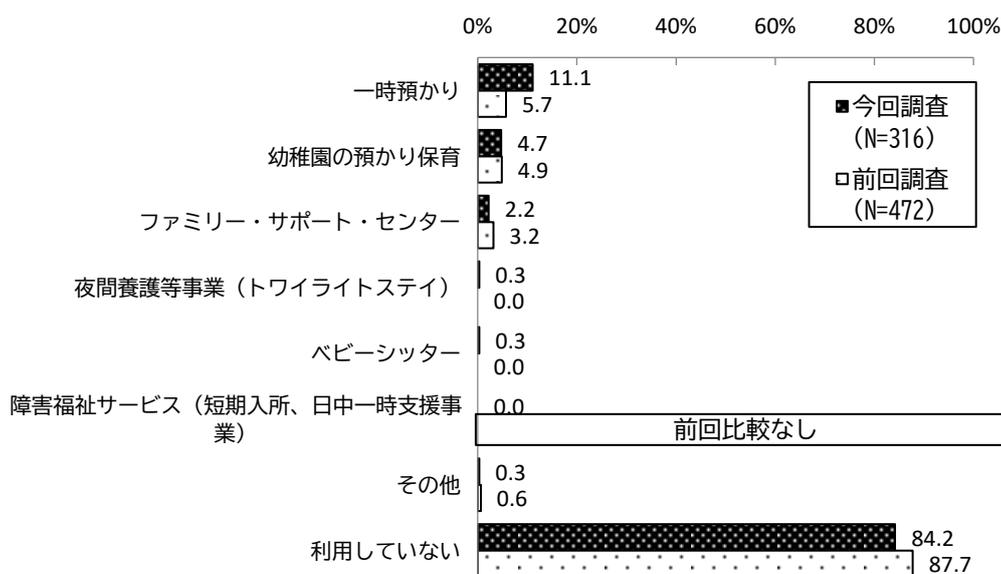
■設問 宛名のお子さんは、平日の日中どのような教育・保育サービスを利用していますか。
(複数回答)



③ 不定期的に利用しているサービスについて

日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用しているサービスについてお聞きしていますが、「利用していない」が大きな割合を占めています。利用されているサービスで「一時預かり」は11.1%、「幼稚園の預かり保育」は4.7%、「ファミリー・サポート・センター」は2.2%となっており、「一時預かり」の割合が増加しています。

■設問 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期的に利用しているサービスはありますか。(複数回答)



「利用していない」理由は、「特に利用する必要がない」(82.0%)が最も高く、次いで「サービスの利用方法(手続き等)がわからない」(9.0%)、「自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない」(8.3%)が上位となっています。

選択肢	今回調査 (%) (n=266)	前回調査 (%) (n=413)
特に利用する必要がない	82.0	83.5
利用したいサービスが地域にない	4.1	2.4
サービスの質に不安がある	2.6	3.9
サービスの利便性(立地や利用可能時間・日数など)がよくない	4.1	4.4
利用料がかかる・高い	7.5	10.7
利用料がわからない	7.9	5.3
自分がサービスの対象者になるのかどうかかわからない	8.3	8.5
サービスの利用方法(手続き等)がわからない	9.0	10.7
その他	4.5	3.9

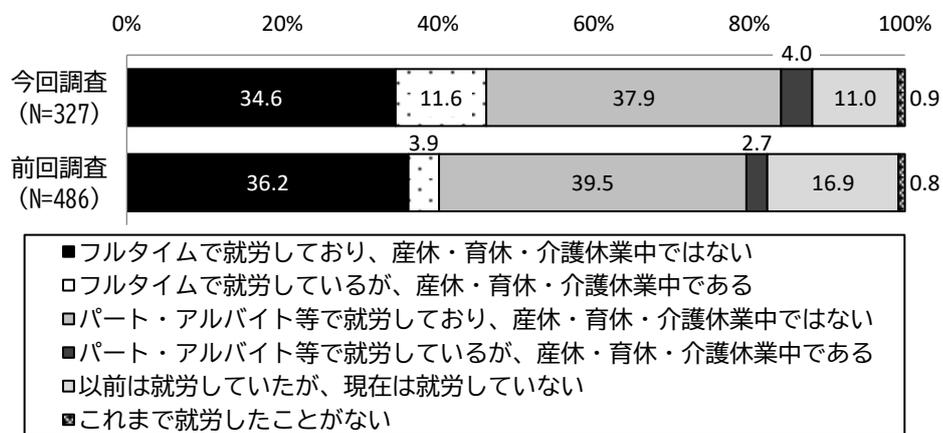
④ 保護者の就労状況について

今回の調査においては、母親では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(37.9%)、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(34.6%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(11.6%)の順で割合が高く、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は今回の調査で大きく増加しています。

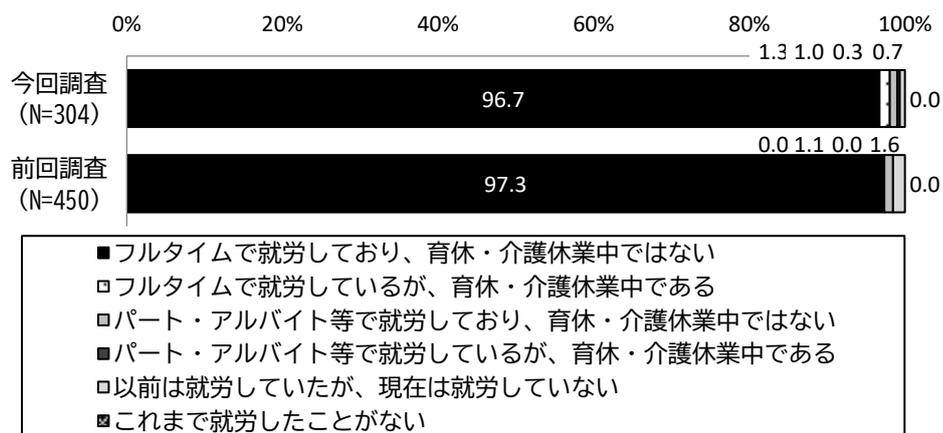
父親については「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(96.7%)がそのほとんどを占めており、前回調査との変化はうかがえません。

■設問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をおたずねします。

母親



父親

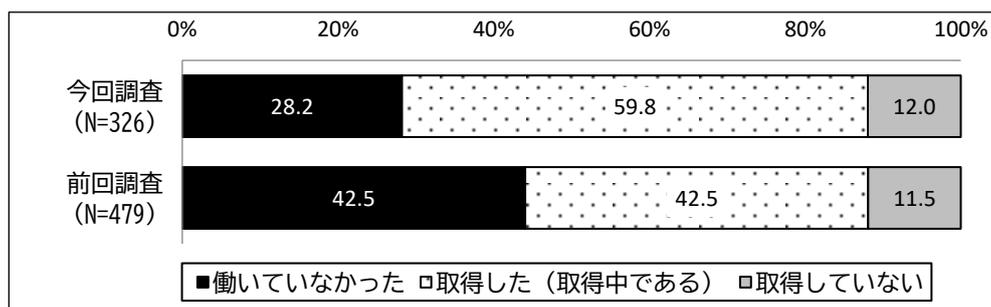


また、育児休業についてお聞きしたところ、母親では「取得した(取得中である)」は今回調査で59.8%となり、前回調査より17.3ポイントの増加となっています。

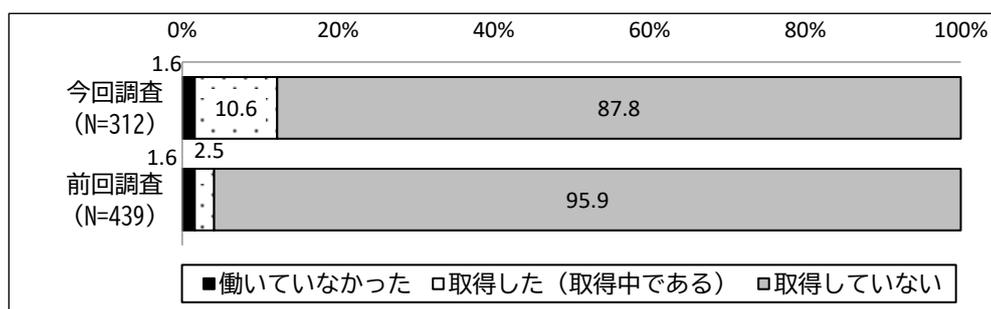
父親においても「取得した(取得中である)」の今回調査の回答は10.6%となり、前回調査より8.1ポイントの増加となっています。

■設問 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

母親



父親



下の表は父親の「取得していない」理由について上位5つを挙げたもので、「仕事が忙しかった」(42.0%)が最も高く、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(15.3%)のみ前回調査より減少しています。

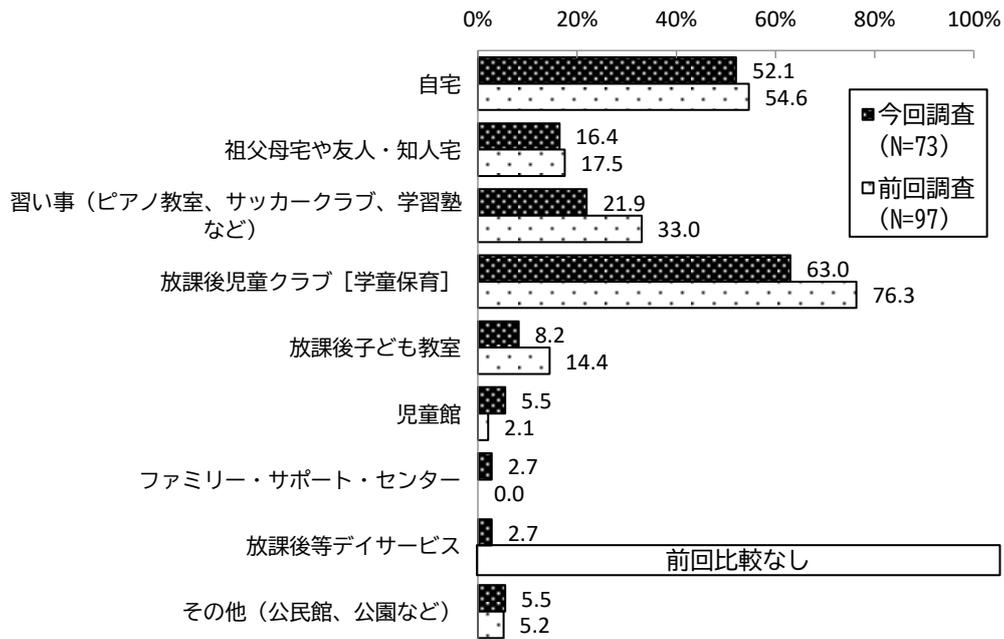
■設問 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

選択肢	今回調査 (%) (n=266)	前回調査 (%) (n=403)
仕事が忙しかった	42.0	35.5
配偶者が育児休業制度を利用した	34.7	30.3
収入減となり、経済的に苦しくなる	33.9	22.8
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	31.4	28.0
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	15.3	33.3

⑤ 就学後の放課後の過ごし方について

「放課後児童クラブ[学童保育]」(63.0%)が前回調査から13.3ポイント減少しており、次いで「自宅」(52.1%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(21.9%)の順となっています。

■設問 宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）

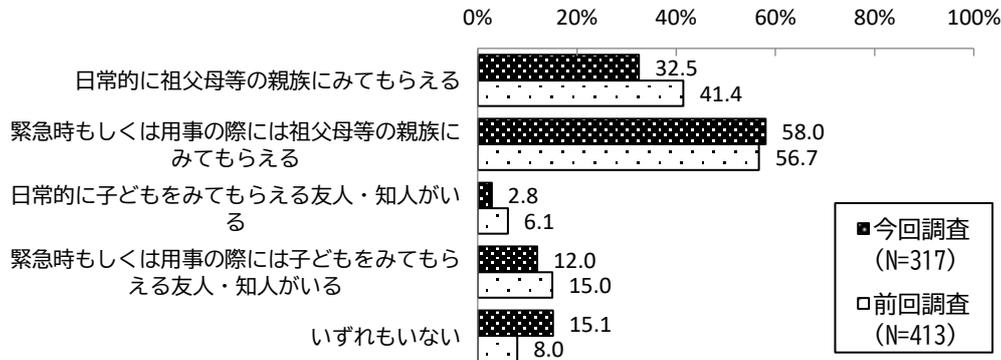


(4)小学生 概要

① 子どもを預けられる環境について

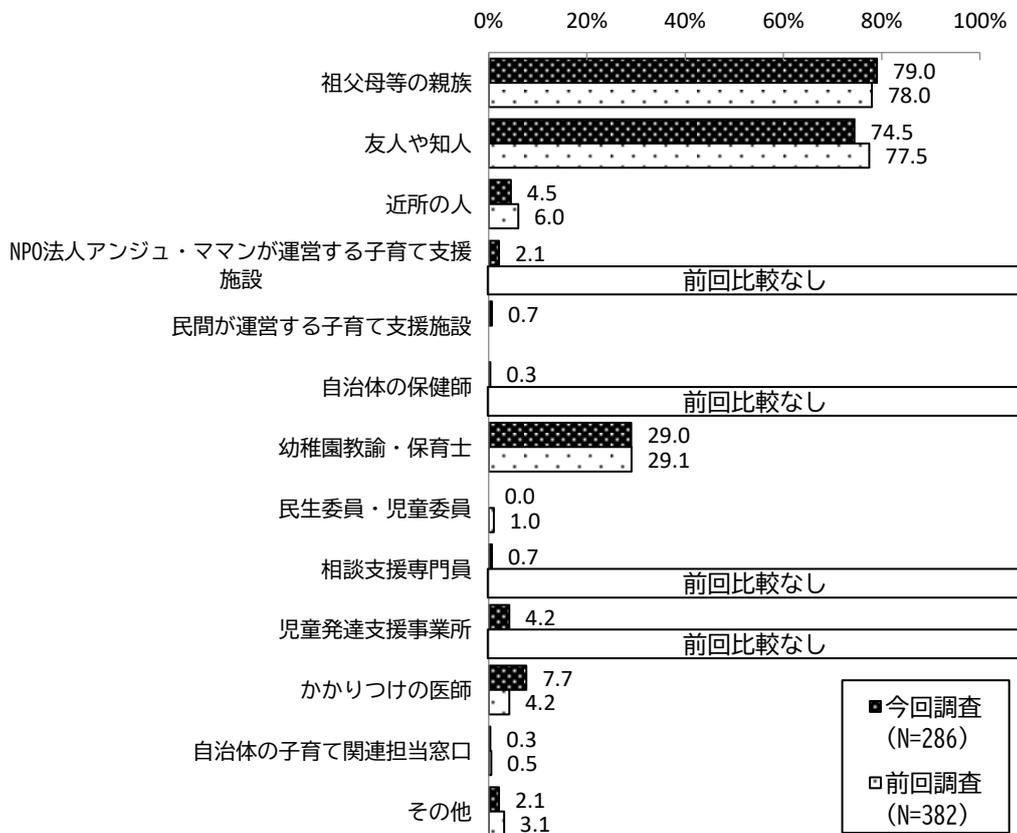
「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」については、前回調査より減少していますが、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は増加し、58.0%となっています。

■設問 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)



また、気軽にできる相談先については、「祖父母等の親族」(79.0%)、「友人や知人」(74.5%)が高い割合となっています。

設問 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。(複数回答)



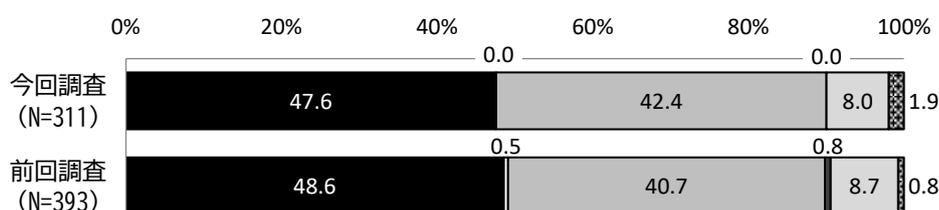
② 保護者の就労状況について

母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(47.6%)が最も高く、次に「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(42.4%)の順で割合が高くなっており、前回調査との大きな変化はみられません。

父親については「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(97.7%)がそのほとんどを占めており、前回調査との大きな変化はみられません。

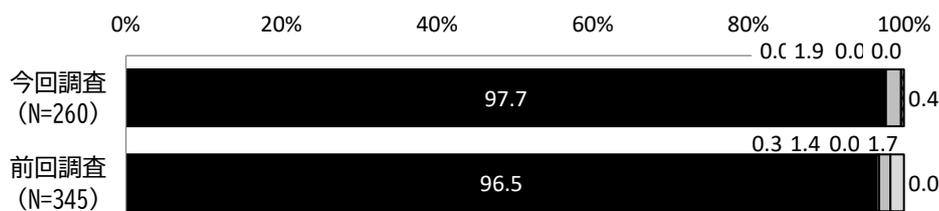
■設問 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をおたずねします。

母親



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

父親



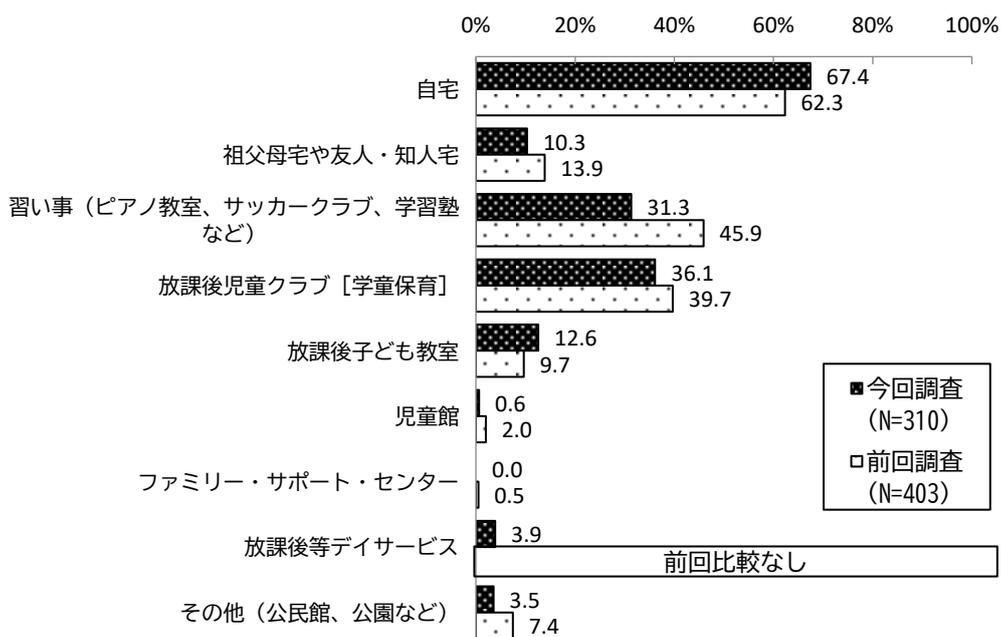
- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

③ 就学後の放課後の過ごし方について

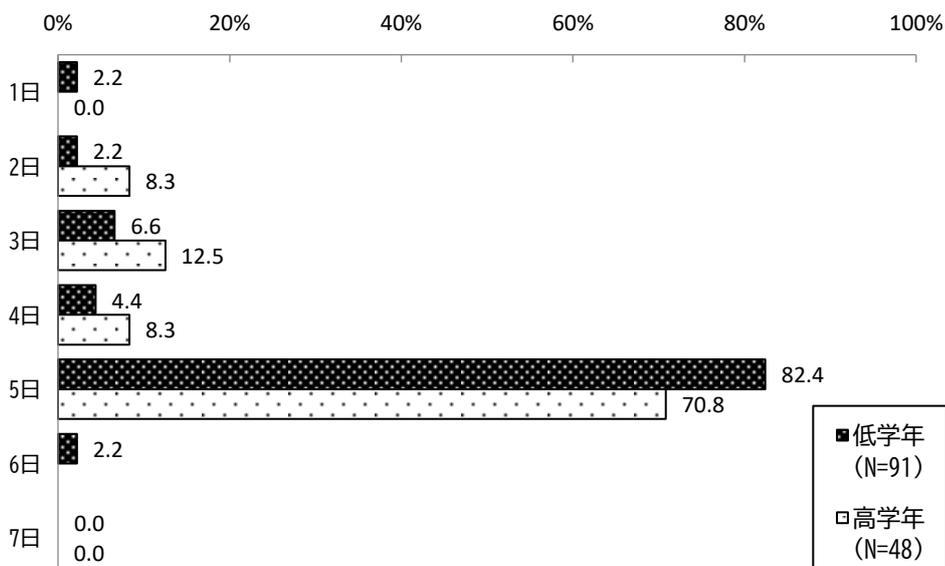
場所については、「自宅」(67.4%)が最も高く、「放課後児童クラブ[学童保育]」(36.1%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(31.3%)の順となっています。

「自宅」は今回調査で 5.1 ポイントの増加となっています。その他に「放課後子ども教室」が 2.9 ポイント増加しています。

■設問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんについて、放課後（平日の小学校下校後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答）



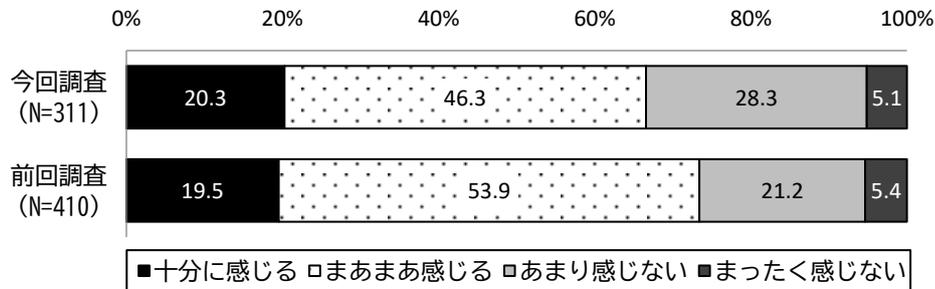
また、「放課後児童クラブ[学童保育]」について利用したい日数をお聞きしたところ、低学年では 5 日が 82.4%と最も高く、高学年でも 70.8%と最も高くなっています。



④ 子育て満足度(子育てのしやすさ)について

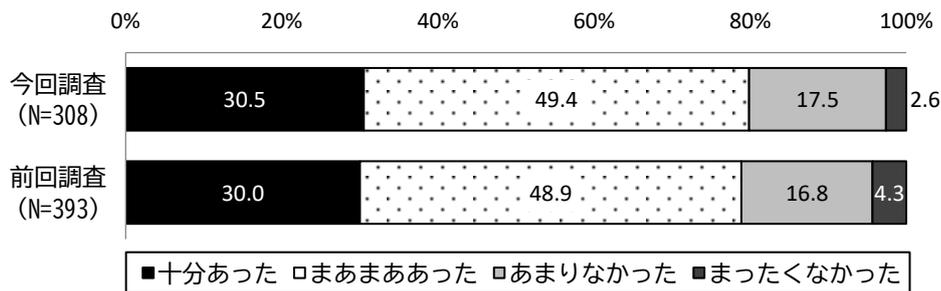
子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じているかについては、「まあまあ感じる」が今回調査で46.3%となっており、前回調査より7.6ポイントの減少となっています。

■設問 子育てが地域の人に(もしくは社会で)支えられていると感じますか。



妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感については、前回調査と比較しても大きな変動はみられず、「まあまああった」が最も高く49.4%となっています。

■設問 宛名の子どもさんの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感はいかがでしたか。



環境や支援への満足度については、「満足度が低い」が前回調査より減少し、「満足度が高い」と「やや高い」が増加しており、満足度の増加がうかがえます。

■設問 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

	今回調査 (n=402)	前回調査 (n=402)
満足度が高い	29.2	17.9
やや高い	40.7	32.1
普通	20.3	35.3
やや低い	7.9	10.2
満足度が低い	2.0	4.5

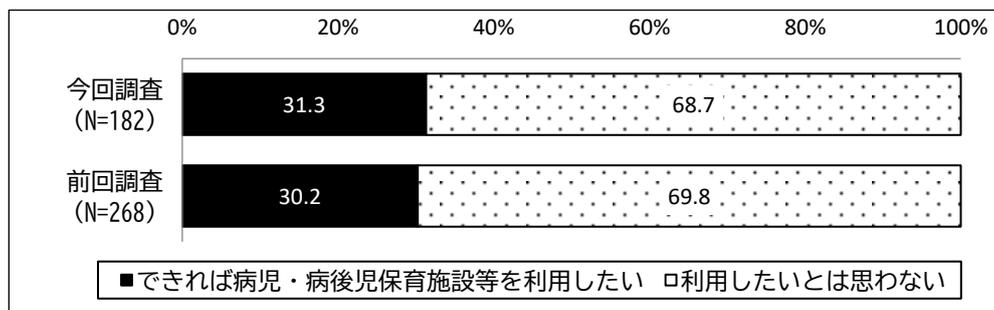
5 子ども・子育てを取り巻く課題

本市における現状データや実態調査の結果を踏まえ、以下に課題をまとめました。

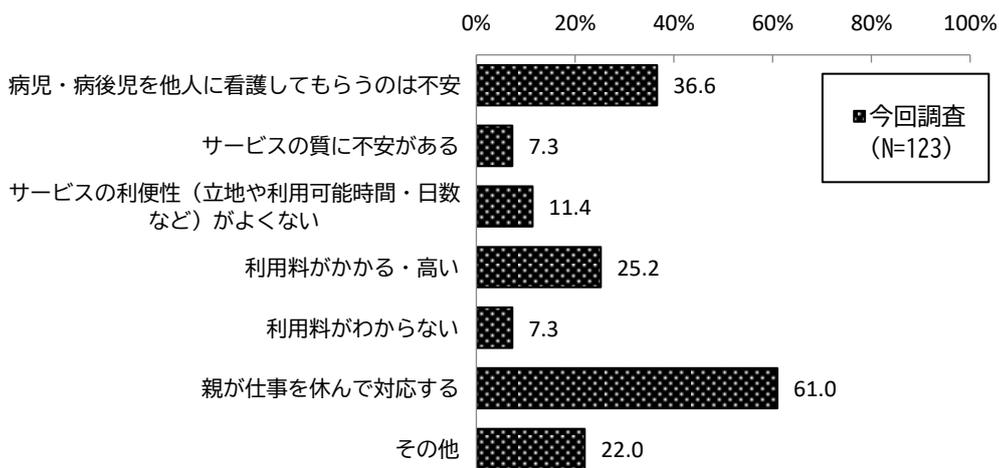
(1)子育て環境について

- 実態調査の結果では、病児・病後児保育の利用を「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とする回答は、前回調査から 1.1 ポイント増加となっていますが、「利用したいとは思わない」とする回答は 68.7%となっています。利用しない理由については、おおむね「親が仕事を休んで対応する」(61.0%)とする回答となっていますが、次いで「病児・病後児を他人に看護してもらうのは不安」(36.6%)の順となっているため、これらの不安要素を軽減させる取組が必要です。

■設問 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。(就学前児童)



設問 利用したいとは思わない理由 (就学前児童) (今回調査)

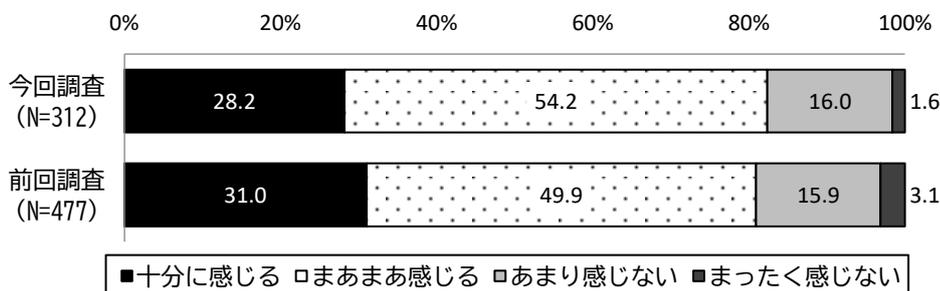


(2)地域における子育て環境について

- 少子化・核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。アンケート調査の結果では、「地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか」との設問において、就学前児童では「まったく感じない」の割合が1.5ポイント減少しています。

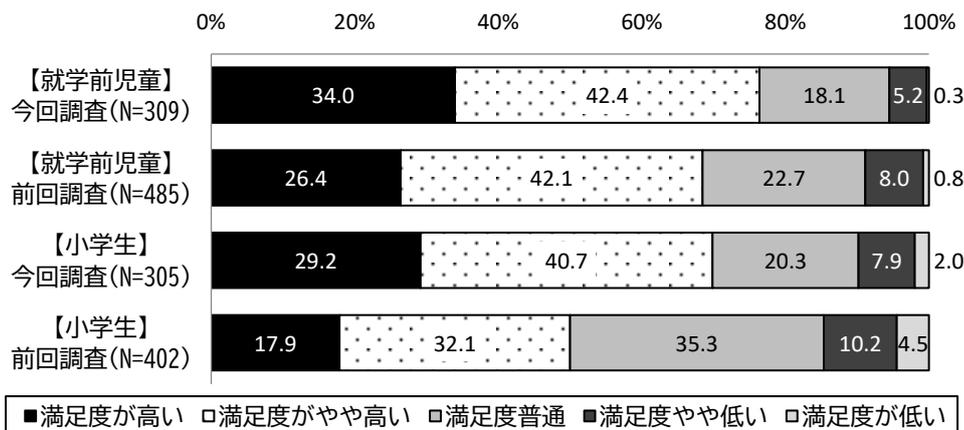
このことから、地域の子育て力(地域力)の向上により、親の育児不安や負担の軽減を図り、安心して子育てができるよう施策を展開していくことが考えられます。

■設問 子育てが地域の人に（もしくは社会で）支えられていると感じますか。（就学前児童）



- アンケート調査では地域における子育ての環境や支援への満足度についてもお聞きしていますが、その結果は全体的にみて、前回調査から満足度が高い方へとシフトしており、満足度が上がっている様子がうかがえます。引き続き、子育て家庭のニーズを捉えたきめ細かな施策を実施することが重要です。

設問 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について



6 令和6年度 大分県こどもの生活実態調査(豊後高田市)

(1)調査の目的

大分県内のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長していけるような社会の実現を目指した支援策を検討するため、大分県が県内全ての小学5年生から高校3年生までの全児童生徒及び小学5年生と中学2年生の保護者を対象に、こどもの生活実態を把握するためにこどもの生活・学習習慣や自己肯定感などに関する調査と併せて、子どもによる家族のお世話や困りごとの状況について調査しました。

(2)調査の実施概要

- ①調査対象 小学5年生から高校3年生までの全児童・生徒
小学5年生と中学2年生の保護者
- ②調査期間 令和6年6月21日～令和6年7月19日
- ③調査方法 無記名のWeb調査(児童生徒は一人一台タブレット、保護者はスマホ等を活用)
学校(ホームルームなどの時間を活用、自宅での回答も可)、保護者は自宅など
- ④設問数等 児童生徒:最大66問、保護者:最大26問
- ⑤回答数

【豊後高田市】	区 分	回答数
ヤングケアラー実態調査	小学校(5年・6年)	319人
	中学生	423人
	高校生	373人
	(①小計)	1,115人
こどもの生活実態調査	小学校5年生の保護者	109人
	中学校2年生の保護者	91人
	(②小計)	200人
	①+②合計	1,315人

(3)調査結果

①大分県こどもの生活実態調査に伴う「こどもの貧困関係」調査の結果について

【調査結果】

大分県こどもの生活実態調査で実施した「こどもの貧困関係調査結果」について、大分県全体と本市の調査結果を比較した結果、小学校5・6年生と中学生、高校生ともに、「将来について明るい希望を持っている人」の割合が本市の方が低くなっています。また、小学校5・6年生で「朝食をほとんど食べていない人」の割合が大分県全体よりも高く、「夕食をほとんど食べない人」の割合では、小学校5・6年生、中学生ともに大分県全体よりも高くなっています。

保護者への調査では、「こどもの進学に際し、家庭に経済的な余裕がないため希望どおりにならないと回答した人」の割合が中学校2年生保護者で大分県全体よりも高く、こどもを育てていく上で必要な支援として、小学校5年生保護者、中学校2年生保護者ともに「児童手当など手当の拡充」を求める割合が大分県全体よりも高い結果となりました。

■小学5・6年生、中学生、高校生の回答

調査票 問 No	項目	小学校 5・6 年生		中学生		高校生	
		大分県	豊後 高田市	大分県	豊後 高田市	大分県	豊後 高田市
問 11	将来について明るい希望を持っている(希望がある+どちらかという希望があるの合計)割合	85.6%	85.3%	77.4%	76.8%	77.0%	74.3%
問 41	朝食をほとんど食べない人の割合	2.7%	4.0%	3.9%	2.5%	-	-
問 43	夕食をほとんど食べない人の割合	0.7%	1.1%	0.3%	1.2%	-	-

■保護者(小学5年生、中学2年生)の回答

調査票 問 No	項目	保護者(小学校5年生)		保護者(中学校2年生)	
		大分県	豊後 高田市	大分県	豊後 高田市
問 10	現在の暮らしが「大変苦しい+やや苦しい」と回答した人の割合	36.2%	45.0%	39.2%	52.8%
問 21	こどもの進学に際し、家庭に経済的な余裕がないため希望どおりにならないと回答した人の割合	8.5%	6.5%	8.6%	9.9%
問 24	各種手当や援助を受けたことがある人の割合(以下3つは、回答割合が高かった手当や助成等)				
	1.児童扶養手当	27.1%	37.6%	28.8%	27.5%
	2.就学援助費	15.6%	25.7%	18.5%	35.2%
	3.障がいや難病など医療費の手当や助成	7.6%	5.5%	7.8%	8.8%
問 25	こどもを育てていく上で必要な支援についての割合(以下3つは、回答割合が高かった支援等)				
	1. 児童手当など手当の拡充	54.3%	58.7%	51.1%	59.3%
	2. 保育料や学校費用の軽減	62.0%	49.5%	59.3%	50.5%
	3. 奨学金制度の充実	23.7%	27.5%	31.1%	25.3%

【今後の対策】

支援制度や早期発見、見守りのための地域づくり体制の構築が重要と考えられます。引き続き、こどもが自身の望む将来を選択できるよう、生活困窮世帯のこどもに対して教育・保育支援や相談支援などを行い、こどもの貧困対策の推進が必要です。

②大分県ヤングケアラー実態調査の結果について

【調査結果】

大分県こども生活実態調査と同時に実施されたヤングケアラー実態調査について、大分県全体の調査結果と本市の調査結果を比較した結果、小学校5・6年生、中学生、高校生ともに「家族の中にお世話をしている人がいる人」の割合が大分県全体よりも高くなっています。

また「ヤングケアラーの認知度」についても小学校5・6年生、中学生、高校生ともに大分県全体よりも割合が低くなっていることが分かりました。

■小学5・6年生、中学生、高校生の回答

調査票 問 No	項目	小学校 5・6 年生		中学生		高校生	
		大分県	豊後 高田市	大分県	豊後 高田市	大分県	豊後 高田市
問 17	家族の中にお世話をしている人が「いる」人の割合	15.2%	20.4%	5.0%	8.3%	2.4%	2.7%
問 26	世話により制約があるかどうかについての割合	36.7%	24.6%	39.8%	22.9%	51.1%	30.0%
問 27	世話をしている人の中で、きつさを感じている人の割合	20.3%	18.5%	16.8%	17.1%	20.2%	30.0%
問 29	世話をしている人の中で、誰かに相談した経験が「ない」人の割合	65.0%	55.4%	68.6%	68.6%	60.9%	60.0%
問 37	ヤングケアラーという言葉を知っている人の割合	20.1%	6.6%	44.5%	34.8%	61.4%	47.2%

【今後の対策】

関係各課や関係機関と連携して、「お世話をしていてきつと感じている人」の詳細な実態を把握するとともに、小学校5・6年生、中学生、高校生ともにヤングケアラーの内容について、知ってもらえるような取り組みが求められます。

また、ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域をはじめ、学校関係や関係事業所と協力することで早期に発見し、「相談経験がない人」の割合も大分県全体の調査結果値よりも本市が低かったことから、相談できる支援体制の充実が必要です。

③大分県こどもの生活実態調査における「共通調査事項(抜粋)」について

【調査結果】

大分県こども生活実態調査における共通調査事項(小学校5・6年生、中学生、高校生)について、大分県全体の調査結果と本市の調査結果を比較した結果、小学校5・6年生では「将来、結婚したいと思うか」の割合が大分県全体よりも低く、その他の項目については、大分県全体よりも割合が高くなっています。中学生では「遊びや体験機会の充実度」・「自分の将来設計について考えたことがあるかどうか」・「将来、結婚したいと思うか」の割合が大分県全体よりも低く、その他の項目については、大分県全体よりも割合が高くなっています。。高校生では「遊びや体験機会の充実度」・「自分らしさはあるか」の割合が大分県全体よりも低く、その他の項目については、大分県全体よりも割合が高くなっています。

■小学5・6年生、中学生、高校生の回答

調査票 問 No	項 目	大分県	豊後高田市		
			(小学5・6年生)	(中学生)	(高校生)
問 6	生活の満足度の割合 (おおむね満足度の高い6点以上)	83.4%	84.3%	85.2%	83.6%
問 7	遊びや体験機会の充実度の割合 (十分にある+ある程度ある)	87.7%	91.0%	86.7%	80.7%
問 8	今の自分が好きかの割合 (そう思う+どちらかといえばそう思う)	71.1%	76.2%	71.6%	71.3%
問 9	自分らしさはあるかの割合 (そう思う+どちらかといえばそう思う)	84.3%	88.8%	86.1%	82.5%
問 10	自分の将来設計について考えたことがあるか どうかの割合	74.3%	84.3%	67.1%	75.3%
問 12	将来、結婚したいと思うかの割合	50.7%	40.1%	49.6%	57.1%
問 14	大人が自分の意見を聞いてくれるかの割合 (聞いてくれる+どちらかという聞いてくれる)	93.6%	95.9%	93.9%	93.6%
問 15	日ごろの生活において大切にされているかの 割合(そう思う+どちらかといえばそう思う)	93.4%	94.1%	94.8%	95.1%

【今後の対策】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標(アウトカム)が設定されました。(次ページ参考資料参照)

本市においても、今後のこども施策を推進するためにも、こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することや、こどもや若者の社会参画への推進が必要です。

(参考資料)

「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

本文第1の「3 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標（アウトカム）として、以下を設定する。

項目	目標	現状	出典
「こどもまんなか社会の実現に向かってい る」と思う人の割合	70%	15.7% (2023年) (注1)	こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	60.8% (2022年) (注2)	OECD「生徒の学習到達度 調査(PISA)」
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の 割合(自己肯定感の高さ)	70%	60.0% (2022年) (注3)	こども家庭庁「こども・若者 の意識と生活に関する調査」 (注4)
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%	74.2% (2022年) (注5)	OECD「生徒の学習到達度 調査(PISA)」
「自分には自分らしさというものがある」と 思うこども・若者の割合	90%	84.1% (2022年) (注6)	こども家庭庁「こども・若者 の意識と生活に関する調査」
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこ ども・若者の割合	現状 維持	97.1% (2022年) (注7)	こども家庭庁「こども・若者 の意識と生活に関する調査」
「社会生活や日常生活を円滑に送ることがで きている」と思うこども・若者の割合	70%	51.5% (2022年) (注8)	こども家庭庁「こども・若者 の意識と生活に関する調査」
「こども政策に関して自身の意見が聴いても らえている」と思うこども・若者の割合	70%	20.3% (2023年) (注9)	こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」
「自分の将来について明るい希望がある」と 思うこども・若者の割合	80%	66.4% (2022年) (注10)	こども家庭庁「こども・若者 の意識と生活に関する調査」
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者 の割合	55%	31.0% (2018年) (注11)	こども家庭庁「我が国と諸外 国の若者の意識に関する調 査」(注12)
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会 の実現に向かってい」と思う人の割合	70%	27.8% (2023年) (注13)	こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」
「こどもの世話や看病について頼れる人がい る」と思う子育て当事者の割合	90%	83.1% (2022年) (注14)	国立社会保障・人口問題研究 所「生活と支え合いに関する 調査」よりこども家庭庁作成

注1：16～49歳の回答結果。

注2：0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。OECD平均は61.4%（2022年）。

注3：15～39歳の回答結果。

すべての子どもに対する支援について

- 全国的にも障がいのある子どもは増加傾向ですが、近年では発達障がいの増加も問題となっています。本市でも障がいのある子どもへの支援に取り組み、「豊後高田市障がい児福祉計画」を策定するなど、その支援の充実に努めています。そのため、子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があり、障がい等の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策や、障がい児支援と子育て支援の連携体制を確保することが重要です。また、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状況を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じた支援を実施することも重要です。

- 虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、すべての子どもの育ちを保障する観点から、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実が求められます。また、支援が必要な家庭、適切なサービスや支援を結びつけるとともに、地域の人々と連携し、地域資源を活用しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行う必要があります。

- 子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、こどもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

- いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。
いじめ対策や不登校支援については、学校をとりまく家庭・地域を含む関係団体とチームとして取り組む体制を確立・強化し、組織的に対応することが必要です。

第3章

計画策定に係る基本的な考え方

第3章 計画における基本的な考え方

本市の子ども・子育て支援事業は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化、児童福祉法その他の子どもに関わる法律による施策とも相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及びその養育をしている者への必要な支援を行い、少子化の流れを緩和し、少しでも子どもを産み育てやすい環境を整えます。また、行政と地域がそれぞれの役割を担いながら子育てが楽しくなるまちづくりを進め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

1 基本理念

すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在となります。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは保護者や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

子育ての出発点は家庭であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育てることは保護者が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、家庭の機能の定義づけが困難になっている中で、子育ての意識も変わり、子どもの育ちとともに保護者としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代え難い大きな喜びとなるもので、日々感じる子育ての楽しさや喜びをバネとして、責任と愛情のある子育てを通じて、親子がともに成長し合えるように、社会全体で子育て家庭をやさしく見守り応援していくことが大切です。

これから本格的に到来する人口減少社会に向けて、「地域の活力は人である」との考えのもと「人口増」を市の最重点施策として、定住施策の推進や子育てしながらでも働きやすい環境づくりに取り組み、子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するため、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携や協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する地域社会の実現を図ります。

子ども・子育て支援法により、子ども・子育ては、保護者がその第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力していきます。

2 基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

◆子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。特に、子育てでは男女が協力して行うべきものという視点に立った取組を進めます。

◆次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

◆サービス利用者の視点

サービス利用者のニーズの多様化に柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

◆社会全体による支援の視点

国や地方公共団体をはじめ、企業や地域社会を含めた様々な担い手の協働により、社会全体で次世代育成支援対策を進めます。

◆仕事と生活の調和の実現に向けての視点

仕事と生活の調和の実現に向けて、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係者と連携し、創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図ります。

◆すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭を支援します。

◆地域における社会資源の効果的な活用の視点

様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用します。

◆サービスの質の視点

人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

◆地域特性の視点

利用者のニーズ及び必要とされる支援策等の地域特性を踏まえた主体的な取組を進めます。

第4章

子ども・子育て支援事業計画の 見込みと確保方策

第4章 子ども・子育て支援事業計画の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定により、子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての量の見込みと確保方策を記載することとされています。

1 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、市町村が定めるもので、市町村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する(最適な需給バランスを図る)ための基礎的な範囲になります。本市においては、それぞれの現状の提供体制、利用状況及び上記の観点も踏まえた上で、第2期事業計画に引き続き、下記の理由により事業ごとに設定しています。

- 1 現状、待機児童もいない利用状況であり、全域にて確保できている状況であること。
- 2 一時的な需要の増減に対して、広域で調整しやすいこと。
- 3 施設運営は、広範囲の児童を柔軟に受け入れられるため、安定しやすいこと。
- 4 区域を細分化することにより需給バランスの区域差が生じ、不足の設置許可(供給過多)の可能性を防げること。

2 教育・保育提供区域の設定

(1)本市における教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定により、子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての量の見込みと確保方策を記載することとされています。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3~5歳)	全域	教育・保育の区域設定については1区域とする。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1歳)		
3号認定(2歳)		

(2)地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から本市全域を基本とします。なお、放課後児童健全育成事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

事業区分	区域設定	考え方
①利用者支援に関する事業	全域	教育・保育施設の活動の一環であるため、市内全域とする。
②延長保育事業	全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、市内全域とする。
③放課後児童健全育成事業	小学校区	現状どおり、各小学校区を基本として実施する。
④子育て短期支援事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑤乳児家庭全戸訪問事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑥養育支援訪問事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑦地域子育て支援拠点事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑧一時預かり事業	全域	教育・保育施設での利用も含むため、市内全域とする。
⑨病児・病後児保育事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑩子育て援助活動支援事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑪妊婦健診事業	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑬児童育成支援拠点事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑭親子関係形成支援事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑮産後ケア事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
⑰乳児等通園支援事業【新規】	全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。

3 教育・保育の提供体制の確保方策と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)と確保方策及び実施時期を設定します。

(1)1号認定(3歳以上、幼稚園を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(A)	151	143	130	117	122
確保方策(B)	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設	195	195	195	195	195
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	44	52	65	78	73

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の年間見込み及び広域利用の年間見込み

(2)2号認定(3歳以上、子ども園・保育所を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(A)	364	345	314	281	293
確保方策(B)	280	288	300	300	300
特定教育・保育施設	280	288	300	300	300
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	▲84	▲57	▲14	19	7

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の年間見込み及び広域利用の年間見込み

(3)3号認定(0歳、こども園+保育所を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(A)	103	123	122	135	105
確保方策(B)	83	83	83	83	83
特定教育・保育施設	83	83	83	83	83
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	▲20	▲40	▲39	▲52	▲22

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の年間見込み及び広域利用の年間見込み

(4)3号認定(1歳、こども園及び保育所+地域型保育を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(A)	101	110	133	132	146
確保方策(B)	108	108	108	108	108
特定教育・保育施設	108	108	108	108	108
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	7	▲2	▲25	▲24	▲38

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の年間見込み及び広域利用の年間見込み

(5)3号認定(2歳、こども園及び保育所+地域型保育を利用希望)

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

単位(人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数(A)	124	106	116	140	139
確保方策(B)	109	109	109	109	109
特定教育・保育施設	109	109	109	109	109
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足(B-A)	▲15	3	▲7	▲31	▲30

※ 必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の年間見込み及び広域利用の年間見込み

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策と実施時期

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策は以下のとおりです。

(1)利用者支援事業

子どもや保護者が、保育所・幼稚園・一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

現在、地域子育て支援拠点において、実施しています。

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基本型・特定型	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策	4	4	4	4	4

(2)延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育利用時間を超えて保育を実施しています。

[対象年齢] 0～5歳

[単 位] 人（延べ利用者数）・か所／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,168	1,151	1,139	1,130	1,128
確保方策	1,168	1,151	1,139	1,130	1,128
実施施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

(3)放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブ等において、共働き家庭など親が留守の家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。また、学びの21世紀塾事業による放課後寺子屋での学習支援も併せて実施します。

【対象年齢】 6～11歳

【単 位】 人（年間実利用者数）／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年総数	268人	274人	279人	294人	276人
小学1年生総数	103人	123人	122人	129人	103人
小学2年生総数	95人	81人	98人	95人	103人
小学3年生総数	70人	70人	59人	70人	70人
高学年総数	128人	128人	127人	117人	122人
小学4年生総数	64人	64人	63人	53人	63人
小学5年生総数	38人	38人	38人	38人	33人
小学6年生総数	26人	26人	26人	26人	26人
量の見込み総数	396人	402人	406人	411人	398人
確保方策総数	396人	402人	406人	411人	398人

■ 各区域別・量の見込み及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
高田校区	小学1年生	42人	49人	49人	52人	42人
	小学2年生	33人	28人	33人	33人	36人
	小学3年生	28人	28人	23人	28人	28人
	小学4年生	27人	27人	26人	22人	26人
	小学5年生	6人	6人	6人	6人	5人
	小学6年生	9人	9人	9人	9人	9人
	計(量の見込み)	145人	147人	146人	150人	146人
	確保方策	145人	147人	146人	150人	146人
桂陽校区	小学1年生	33人	39人	38人	41人	33人
	小学2年生	31人	26人	32人	31人	34人
	小学3年生	15人	15人	13人	15人	15人
	小学4年生	5人	5人	5人	4人	5人
	小学5年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
	計(量の見込み)	88人	89人	92人	95人	91人
	確保方策	88人	89人	92人	95人	91人
河内校区	小学1年生	1人	1人	1人	1人	1人
	小学2年生	5人	4人	5人	5人	5人
	小学3年生	0人	0人	0人	0人	0人
	小学4年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学5年生	1人	1人	1人	1人	1人
	小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	計(量の見込み)	9人	8人	9人	9人	9人
	確保方策	9人	8人	9人	9人	9人
都甲校区	小学1年生	2人	3人	3人	3人	2人
	小学2年生	1人	1人	1人	1人	1人
	小学3年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学4年生	6人	6人	6人	5人	6人
	小学5年生	5人	5人	5人	5人	4人
	小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	計(量の見込み)	16人	17人	17人	16人	15人
	確保方策	16人	17人	17人	16人	15人
呉崎・ 草地校区	小学1年生	6人	7人	7人	7人	6人
	小学2年生	4人	3人	4人	4人	4人
	小学3年生	7人	7人	6人	7人	7人
	小学4年生	0人	0人	0人	0人	0人
	小学5年生	4人	4人	4人	4人	3人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	計(量の見込み)	23人	23人	23人	24人	22人
	確保方策	23人	23人	23人	24人	22人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
田染校区	小学1年生	2人	3人	3人	3人	2人
	小学2年生	1人	1人	1人	1人	1人
	小学3年生	0人	0人	0人	0人	0人
	小学4年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	計(量の見込み)	9人	10人	10人	10人	9人
	確保方策	9人	10人	10人	10人	9人
真玉・ 白野校区	小学1年生	10人	12人	12人	13人	10人
	小学2年生	10人	9人	11人	10人	11人
	小学3年生	5人	5人	4人	5人	5人
	小学4年生	9人	9人	9人	7人	9人
	小学5年生	7人	7人	7人	7人	6人
	小学6年生	7人	7人	7人	7人	7人
	計(量の見込み)	48人	49人	50人	49人	48人
	確保方策	48人	49人	50人	49人	48人
香々地校区	小学1年生	5人	6人	6人	6人	5人
	小学2年生	10人	9人	11人	10人	11人
	小学3年生	10人	10人	8人	10人	10人
	小学4年生	11人	11人	11人	9人	11人
	小学5年生	8人	8人	8人	8人	7人
	小学6年生	3人	3人	3人	3人	3人
	計(量の見込み)	47人	47人	47人	46人	47人
	確保方策	47人	47人	47人	46人	47人
三浦校区	小学1年生	2人	3人	3人	3人	2人
	小学2年生	0人	0人	0人	0人	0人
	小学3年生	3人	3人	3人	3人	3人
	小学4年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	計(量の見込み)	11人	12人	12人	12人	11人
	確保方策	11人	12人	12人	12人	11人

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～18歳

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14人	14人	14人	13人	13人
確保方策(実施施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

(5)乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

[対象年齢] 0歳

[単 位] 人/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98人	119人	118人	131人	97人
確保方策	98人	119人	118人	131人	97人
実施体制	市				

(6)養育支援訪問事業・要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童

[単 位] 人/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47人	46人	46人	46人	46人
確保方策	47人	46人	46人	46人	46人
実施体制	市、子育て支援拠点				

(7)地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,338人	8,644人	9,445人	10,340人	9,916人
確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(8)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育所等で、一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業(幼稚園)(1号認定)/幼稚園在園児(3~5歳)

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,353人	14,573人	13,231人	11,858人	12,357人
確保方策	15,353人	14,573人	13,231人	11,858人	12,357人
実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

② 一時預かり事業/保育園児以外(0~5歳)

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	535人	528人	522人	518人	517人
確保方策	535人	528人	522人	518人	517人
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

(9)病児・病後児保育事業

家庭で保育のできない乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数)・か所/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,120人	1,151人	1,139人	1,130人	1,128人
確保方策	1,120人	1,151人	1,139人	1,130人	1,128人
実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けがほしい人(依頼会員)や子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)、又は両方を兼ねる人(両会員)に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

[単 位] 人(延べ利用者数) /年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144人	143人	143人	144人	140人
確保方策	144人	143人	143人	144人	140人

(11)妊婦健診事業

妊婦が定期的に受ける健診費用に対して助成を行う事業です。

[単 位] 人/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	171人	204人	203人	224人	175人
確保方策	171人	204人	203人	224人	175人
実施体制	市				

(12)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

今後、必要に応じ事業実施を行います。

(13)児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

今後、必要に応じ事業実施を行います。

(14)親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

今後、必要に応じ事業実施を行います。

(15)産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

[単 位] 延べ人数/年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	33	40	39	43	33
確保方策	33	40	39	43	33

(16)妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

【単 位】 面談実施合計回数／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98人	119人	118人	131人	97人
確保方策	98人	119人	118人	131人	97人

(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。子どもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

【単 位】 必要定員数／人日

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	3人	3人	3人	3人	3人

(18)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[単 位] 人／年

■ 豊後高田市区域・量の見込み及び確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	4	4	4
確保方策	4	4	4	4	4

(19)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置や運営を促進するための事業です。

本市では、現行の幼稚園・保育所体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、今後、民間事業者の参入促進が必要となった場合に検討することとします。

第5章

目標実現に向けた施策内容の 評価と課題

第5章 目標実現に向けた施策内容の評価と課題

基本目標1 子ども・若者の持続的幸福(ウェルビーイング)の実現に向けた社会全体の意識づくり

令和5年に策定された「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

(1)社会全体の意識づくり

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
地域社会で支える子育て支援の意識づくり	子育て支援課	子ども・子育て支援策は、まちづくりの基本となるという考え方を市民が共有できるよう啓発に努めます。また、若い世代が、子どもを生子、子育てをしていくことの喜びと大切さを共有し、共に生きているという幸せを実感できるよう支援します。	継続

(2)子どもの人権を尊重する意識づくり

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
子どもの人権に関する研修の開催	子育て支援課	人権・部落差別問題への正しい知識を深め、保育を行っていけるように、保育協議会において人権研修を行うとともに、内容に、子どもの人権に関する視点も取り入れ、研修を実施していきます。	継続
人権啓発活動の推進	人権啓発・部落差別解消推進課	子どもの人権について理解してもらうため、市報、ケーブルテレビやホームページ等で啓発を行います。	継続

(3)男女共同参画に関する意識づくり

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
男女共同参画に関する啓発活動の推進	人権啓発・部落差別解消推進課	男女共同参画について理解してもらうため、6月の男女共同参画週間を中心に講演会の開催、街頭啓発を実施します。また、市報、ケーブルテレビで周知を図るほか、ホームページ等で情報発信に努め、啓発を行います。	継続

基本目標2 安心な子育てを支援する環境づくり

家庭は子どもにとって、生活する上でのかけがえのないよりどころです。そのためには、父母その他の保護者が協力して、豊かな家庭を築き、子育ての楽しさを実感しながら安心して子育てをすることができる環境が必要です。さらに、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえての教育・保育の一体的提供が重要となり、幼稚園・保育園における主体的な遊びを中心とした総合的な指導から小学校への円滑な接続ができるよう配慮する必要があります。

また、国の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、引き続き、教育・保育の提供体制を確保するとともに、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に努めます。

育児は、家庭を中心に行われますが、社会全体での子育て支援の必要性がますます重要となっていることから、親、地域、企業、行政などが協力しながら子育てを支援する仕組みをつくっていきます。女性の社会進出が進む中で、子育てのほとんど負担が母親にかかっている家庭が多く、男女が協力して子育てができるように、職場における就労条件の見直しを進め、子育てと仕事が両立できる仕組みづくりや経済的な負担の軽減などに努めます。

(1)地域における子育て支援サービスの充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て中の親子が自由に集い、交流できる場を提供します。	継続
利用者支援事業	子育て支援課	子育てに関する相談を受け、情報の提供や助言等、必要な支援を行います。ボランティアによる訪問型の相談支援も行います。	継続
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育てをサポートする会員制の相互援助活動です。就学直前の世帯に対し、再度、事業の説明を行い、小学生の利用の促進を図ります。	継続
病児・病後児保育事業	子育て支援課	保護者が看病できない場合に、病気や病後の回復期の児童を預かります。	継続
子育て用品レンタル事業	子育て支援課	拠点を活用して、短期間しか使わない、ニーズの高い子育て用品のリユース・リサイクルを促し、その確保・貸出しを行います。	継続
ショートステイ事業	子育て支援課	家庭での養育が一時的に困難になった場合に一定期間、専門的施設で子どもを預かります。里親の活用を含め、施設の充実を図ります。	継続
放課後児童健全育成事業	子育て支援課	就労等により昼間、保護者が家庭にいない小学校就学児童に対して放課後、専用施設・余裕教室を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。	継続
児童館事業 (出前児童館含む)	人権啓発・部落差別解消推進課	児童が参加しやすい夏休み時期を活用して、登録ボランティアとの協働により、ものづくり教室などを開催して、交流促進を図ります。	継続
児童館事業読み聞かせ会	人権啓発・部落差別解消推進課	ボランティア団体トム・ソーヤとの共催で絵本や紙芝居の読み聞かせを通して、児童の豊かな感受性と心身ともに健やかな育成を図ります。	継続

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
ママ家事サポート	子育て支援課	妊産婦さんの自宅に「家事サポさん」を派遣して、家事・育児のお手伝いをします。	継続
こども食堂	子育て支援課	「子どもの孤食」を 방지、「栄養バランスのとれた食事」の提供を目的として、こども食堂を開所し、子どもの健全な成長とコミュニティー機能の充実を図ります。	継続

(2)教育・保育サービスの充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
保育施設整備事業	子育て支援課	保育ニーズに沿った、適切な定員確保を行うため、必要に応じ保育所を整備します。整備については、防災面や利便性も考慮した場所の選定を行います。	継続
公立幼稚園の教育	学校教育課	小学校への円滑な接続を目指す架け橋プログラムにおける「幼小連携」を積極的に取り入れ、知・徳・体を総合的に育む独自の幼児教育とともに、無料の預かり保育も行います。	継続
延長保育促進事業	子育て支援課	市内保育園において、必要に応じて通常の開所時間を超えて保育サービスを提供します。	継続
一時保育促進事業	子育て支援課	保護者の60時間未満の就労のほか、病気、育児疲れ解消のため、市内の保育園・拠点において、一時的に子どもを預かる体制を整えています。	継続
休日保育事業	子育て支援課	市内保育園（1園）日曜日・祝日も勤務されている保護者のため、休日保育の体制を整えています。	継続
乳児等通園支援事業	子育て支援課	保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、柔軟に保育所等に通える体制を整えます。	新規

(3)子育て家庭への支援

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
保育料・授業料・給食費の無料化	子育て支援課 学校教育課	保育園保育料・副食費・幼稚園授業料・給食費（幼・小・中）の無料化により、子育て家庭の負担軽減を図ります。	継続
高田高校への給食の無償提供	学校教育課	希望する高田高等学校の生徒へ給食（昼食）を無償で提供します。	新規
子育て応援誕生祝い金	子育て支援課	子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願って祝い金を支給します。	継続
ぶんごたかだの子育てサイト	子育て支援課	本市の子育てに役立つ情報を一元化した専用サイトを開設しており、さらなる情報の充実を図ります。	継続
子育て応援入学祝い金	学校教育課	次世代を担う子どもを祝福するため、小・中・高校へ入学する子どもに対し入学祝い金を支給します。	新規
高等学校等就学支援金	学校教育課	豊後高田市にある高田高等学校の存続と高等学校教育に係る保護者等の経済的負担減を図ります。	新規
奨学金等の贈与・貸与	学校教育課 子育て支援課	学業・人物ともに優れ、経済的に支援が必要な生徒に対して、奨学資金の贈与・貸与する制度や、ひとり親家庭の子ども的小学校入学準備に必要な費用の一部を支援します。	継続

基本目標3 健やかに産み育てる環境づくり

すべての子どもの健やかな成長のために、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、総合的な支援体制の整備に努め、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のため妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ります。

また、健康づくりの基礎となる食事については、発育段階に応じた食に関する相談、指導を行い、また、望ましい食習慣の普及啓発をめざし、食育の推進を図ります。

思春期保健対策としては、性教育をはじめ各種思春期保健についての普及・啓発及び薬物使用の危険性などに対する理解など、心の健康づくりの支援にも取り組みます。

(1)子どもや母親の健康の確保

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
こども家庭センター	子育て支援課	妊娠期から子育て期にわたる相談・支援を総合的に実施し、行政、子育て支援拠点等の連携による窓口のワンストップ化を行います。	継続
不妊治療費助成事業	子育て支援課	不妊治療の経済的負担軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	継続
不育治療費助成事業	子育て支援課	不育治療の経済的負担軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	継続
母子健康手帳の交付	子育て支援課	妊娠届出をした方に母子健康手帳を交付し、合わせて妊娠中の健康管理に関する保健指導や様々なサービス等に関する情報提供を行い、健やかな妊娠出産を支援します。	継続
妊婦等包括相談支援事業	子育て支援課	妊娠時から妊婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぎます。	継続
低所得妊婦初回産科受診料支援	子育て支援課	低所得世帯の妊婦の妊娠判定のための産科医療機関の初回受診料を助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、妊娠期を安心して過ごせるよう医療機関と連携しながら支援をします。	継続
妊婦健康診査	子育て支援課	母子の健康保持と子育て世代の負担軽減を図るため、無料で利用できる妊婦健康診査受診券(14回分)を交付します。また、多胎妊婦には7回分の受診券を追加交付します。	継続
ペリネイタルビジット事業	子育て支援課	育児不安を抱える妊婦に対し、産科医からの紹介状をもとに小児科医が出産前から子育てに関するアドバイスを行うことで、妊婦の不安の軽減を図り、安心して子育てに取り組めるよう支援します。	継続
妊産婦医療費助成事業	子育て支援課	妊産婦が安心して子どもを産み育てられるために、妊産婦の保険適用分の医療費の自己負担額を助成します。	継続
新生児聴覚診査	子育て支援課	赤ちゃんの耳の聞こえの検査が受けられる受診券(1回分)を交付します。検査の結果に応じて、早期の療育につなげます。	継続

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
産婦健康診査	子育て支援課	産後2週間と産後1か月に産婦健康診査が受けられる受診券(2回分)を発行します。受診においては、産婦の心身の健康状態や授乳状況等を把握し、支援を要する場合には早期の訪問や産後ケア事業等の各種サービスの提供等を行い、心身が回復し、安心して子育てできるよう支援します。	継続
乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援課	生後4か月までの全ての乳児と産婦を対象に、保健師・助産師が訪問し、母子の健康状態を確認や育児等に関する相談、各種サービスの情報提供等を行い、安心して子育てできるよう支援します。	継続
産後ケア事業	子育て支援事業	おおむね産後4か月までの産婦で、支援を必要とする母子に対し、心身のケアや適切な授乳へのケア、育児への助言等を実施することで、母子とその家族が健やかに育児できるよう支援します。	継続
多胎児産婦等支援事業	子育て支援課	多胎児の子育て中の保護者を対象に、育児や家事を支援する「多胎児家事育児サポート事業」や多胎児ならではの育児に関する相談や情報交換の場として「多胎児交流事業」を実施することで、保護者の育児負担や悩みの軽減を図れるよう支援します。	継続
乳幼児健康診査	子育て支援課	乳幼児の健康の保持・増進のため、生後4か月・8か月・1歳6か月・3歳6か月・5歳の各時期における集団健診の実施とともに、医療機関での無料で受けられる個別健診(生後3～6か月・9～11か月)受診券を交付します。	継続
1歳6か月児・3歳6か月児歯科健康診査	子育て支援課	1歳6か月・3歳6か月児を対象として、歯科健診・フッ化物歯面塗布を実施し、虫歯の予防を支援します。	継続
乳幼児歯科保健指導	子育て支援課	8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診、5歳児健診において、歯科衛生士による口腔ケアに関する相談やブラッシング指導等を実施します。	継続
小・中学校でのフッ化物洗口	学校教育課	児童・生徒の「う歯」率の低減を図るため、歯科医師会・薬剤師会と連携し、小・中学校において、フッ化物洗口を実施します。	継続
5歳児フォロー相談会	子育て支援課	5歳児健診結果に基づいて、就学に向けて支援が必要な幼児を対象に、小児科医や作業療法士、言語聴覚士、心理士等による診療、検査等を通じ、就学への支援を行います。	継続
乳幼児精密検診	子育て支援課	各健診結果により、健やかな発達に向けて支援を要する乳幼児に対して、作業療法士・言語聴覚士・心理士による助言・指導・相談の場を提供し、発達を支援します。また、必要に応じて療育等につなげます。	継続
巡回相談	子育て支援課	各健診結果により、健やかな発達に向けて支援を要する乳幼児に対して、保育士・作業療法士・言語聴覚士・心理士による発育を促す助言・指導・相談の場を提供し、発達を支援します。また、必要に応じて療育等につなげます。	継続
プレママ・プレパパ講座	子育て支援課	妊婦さんとその家族を対象に、子育てに関する講座や情報交換などの場を提供し、出産後の子育て生活を支援します。	継続

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
育児相談	子育て支援課	子どもの健やかな成長・発達を促し、育児不安の軽減を図るため、電話、来所による育児相談、身体計測等を行います。	継続
子育て教室	子育て支援課	子どもの健やかな発育や発達を支援するため、育児に関する「にこにこ教室」と、離乳食に関する「もぐもぐ教室」を実施します。	継続
くれよんの会	子育て支援課	子どもの発達などの悩み等をもつ保護者が集まり、情報交換ができる場づくりを支援します。	継続
予防接種事業	健康推進課	子どもを感染症から守るために、予防接種法に基づくA類疾病の定期予防接種事業及び市から接種費用の助成がある任意予防接種に対する助成事業を行います。	継続

(2)食育の推進

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
妊産婦や乳幼児の栄養指導・栄養相談事業	子育て支援課	母子手帳交付時、赤ちゃん訪問時、生後4か月・8か月、1歳6か月、3歳6か月、5歳児健診において、妊産婦・乳幼児の栄養指導・相談を実施します。	継続
食生活改善推進協議会による食育推進事業	健康推進課	食と栄養に関する正しい知識を広めるとともに、家庭で実践できる「望ましい食生活」について、普及・啓発を行います。	継続
地産地消運動による食育推進事業	教育委員会 (給食センター)	地産地消の日を設定し、学校給食の献立に地元産の材料等を取り入れる等、地産地消運動を展開します。	継続
学校における食に関する指導	教育委員会 (給食センター)	栄養教諭が作成した年間指導計画に基づいて、各学校に出向き、学級活動や集会等において、食育指導を行います。	継続

(3)思春期保健対策の充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
学校と連携による思春期保健普及・啓発活動	子育て支援課	保健師、児童福祉士等が保健所、学校やNPOと連携しながら、性教育をはじめ各種思春期保健についての出前授業等を通じた普及・啓発活動を行います。	継続

(4)小児医療の充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
子ども医療費の無料化	子育て支援課	保険適用分の子どもの医療費（0歳から高校生までの入院・通院・歯科・調剤分）と食事療養費の自己負担分を無料化します。	継続

基本目標4 心身ともに豊かな子どもを育む環境づくり

次世代を担う子どもが自立した人間に成長するためには、自分で人生の困難を乗り越える力や、他人を思いやる心など、豊かな人間性とたくましく生きるための体力などを基盤とする「生きる力」をはぐくみ、子どもの個性や可能性を伸ばすことが必要です。

そのため、家庭においては、将来の人格形成の場であることを踏まえつつ、発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供など、家庭教育への支援を充実するとともに、子どもと共通の体験をし、豊かな時間を共有するためのふれあいの場の整備に取り組みます。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実などを含め、地域の創意工夫を生かした魅力ある教育環境づくりに取り組みます。また、急速なスマートフォンの普及により、SNSなどの新たな情報手段が子どもたちの新たな脅威となっていることから、情報セキュリティ・モラル教育に取り組みます。

地域においては、自然などを活用した多様な体験活動の機会の充実などを通して、地域ぐるみで子どもを育てる「地域の教育力」を高め、児童の健全育成に努めます。

また、家庭と学校、地域、行政などの地域ぐるみで、非行や不登校、児童虐待などへの対策に取り組みます。

(1)次代の親の育成

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
思春期赤ちゃんふれあい事業	子育て支援課	NPOとも連携しながら、将来親となる思春期を迎える小・中・高校生を主な対象として、赤ちゃんと直接ふれあうことを通じて、命の大切さについての学習を行います。	継続

(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
教育相談員の配置	学校教育課	関係機関と連携を図りながら、いじめや虐待等の未然防止、早期発見・早期解決を図ります。	継続
問題行動に対する地域行動連携事業	学校教育課	問題行動の抑止やその対策について、各学校の生徒指導主任・生徒指導主事その他関係機関で構成される「校外補導連盟連絡協議会」を組織し、定期的に情報交換・情報共有を図ります。	継続

(3)家庭や地域の教育力の向上

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
家庭教育支援事業	教育総務課	家庭での子どもとの接し方、心構えなど、相互に情報共有を図るため、PTA会員等を主な対象として、家庭教育講座を実施するほか、「ほのぼの通信」を発行し子育てに関する情報提供を行います。	継続
芸術・文化振興事業	学校教育課 教育総務課	年間1～2校程度を対象として、募集により本格的な文化芸術の巡回公演や芸術家の派遣を行います。また、本物の芸術に触れる機会を創出するため、アート作品展やアーティストによるワークショップを開催します。	継続
学びの21世紀塾市民講座（子ども向け）	教育総務課	市民同士の交流と図書館を活用した生涯学習推進のため、子ども対象の市民講座を開催します。	継続
子どもの読書活動の推進	教育総務課	子ども読書活動推進計画に基づき、読書に親しむ環境づくりを推進します。 図書館を拠点とした子ども読書の日イベント等の実施などを通じ、読書週間の定着や豊かな心の育成のための啓発活動等を行います。	継続

(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進と児童の健全育成

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
青少年健全育成市民会議	教育委員会	様々なイベントの開催・共催を通じて、青少年の社会活動、非行防止等の普及・啓発に取り組みます。また、青少年の社会参加活動として、地域の行事や清掃活動等に大人と子どもが一緒になって取り組むことを推進します。	継続
学びの21世紀塾わくわく体験活動	教育総務課	市内地区公民館を単位として開催する「わくわく体験活動事業」において、地域の各方面の達人が先生となり、学校では体験できない活動に取り組みます。	継続
スポーツ交流事業	教育総務課	子どもの健全な育成に資するため、関係団体と連携して各種スポーツ大会の開催やトップアスリート等を招いたイベント交流を行います。	継続
学びの21世紀塾のびのび放課後活動事業	教育総務課	放課後等に実施する子どもたちの体と心を鍛えることを目的としたスポーツクラブ活動等の充実を図るため、市内の児童・生徒（幼児・小学生・中学生）が所属する各団体に対して用具（消耗品）等の支援を行います。	継続
教育DXの推進	学校教育課	スマートフォンの普及に伴い、インターネット、SNS等の適切な利用のため、情報モラルやデジタル・シティズンシップ教育に取り組みます。	新規
学びの21世紀塾いきいき寺子屋活動	学校教育課	学びの21世紀塾の土曜日講座として算数、そろばん、英会話、タブレット等の学習支援を行います。さらに、土曜日以外についても放課後の子どもたちのニーズに合った講座の開催を通じて、学習の定着を図ります。	継続

基本目標5 安全で快適な子育てにやさしい環境づくり

子どもと親が安全で快適に生活するためには、住宅や住環境の充実に努めるとともに、安全な都市空間の整備などが必要です。

そのため、子どもや子育て家庭に配慮した良質な住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりのある住宅や良好な居住環境の確保、安全で自由に活動できる道路交通環境の整備や公共施設などのバリアフリー化を推進します。

また、地域住民と協力して、子どもが犯罪の被害などに遭わないための安全・安心な基盤づくりを進めます。

さらに、子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進するとともに、未就学児が日常的に集団で移動する経路、学校における通学路の安全点検を行うなど、交通安全対策を進めていきます。また、子どもを犯罪から守るための活動の推進、犯罪やいじめなどにより被害を受けた子どもの立ち直りのための支援に努めます。

(1)住みたくなるまち豊後高田の環境づくり

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
子育てにやさしい住宅の提供	地域活力創造課	子育て世代が安心して快適に暮らせるメゾネットタイプの子育て支援住宅「エミール城台」や、菜園付きの戸建住宅「住まいるハウス」を提供します。	継続
ハッピーマイホーム新築応援奨励金	地域活力創造課	子育て世代の定住促進のため、市内で住宅を取得した方に10万円（基本）の奨励金を交付します。	継続
子育て世帯リフォーム支援事業補助金	地域活力創造課	子育て世帯が住環境向上等のため、改修をする際に補助金を交付します。	継続
子育て用品レンタル事業	子育て支援課	チャイルドシートなどの子育て用品のレンタルを「おひさまひろば」で実施します。	継続
子ども連絡所の設置	教育委員会	市内のすべての小・中学校に「子ども連絡所」を設置し、いつでも・どこでも子どもたちを受け入れられる体制を確保します。	継続
通学路等合同点検	学校教育課 子育て支援課	子どもの通学やお散歩のときにおける交通事故の未然防止を図るため、市や学校、保育所、道路管理者、警察等による点検を実施します。	継続
交通安全教室・防犯教室	学校教育課 子育て支援課	子どもの交通安全の普及・啓発、防犯意識の向上を図るため、小・中学校、放課後児童クラブ等で交通安全教室・防犯教室を開催します。	継続

基本目標6 子どもの最善の利益を支える環境づくり

少子化問題に取り組むことにより多様な潜在的課題が表面化してきており、近年ではいじめや不登校、児童虐待、こどもの貧困といった課題への対応が求められています。

これまでも、こうした課題に対する取組を行ってきていますが、ひとり親家庭に対しては、経済的負担感を軽減できるよう経済的支援を継続していくことに加え、各種サービスの利用促進につながる情報提供、制度の周知などを進め、子育ての不安感を軽減できるよう取り組みます。

障がいのある子どもについては、関係機関による連携の下、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、相談体制、福祉サービス等の充実に努めます。

特に、児童虐待対策については、子育ての不安や悩みなどを抱えた保護者が相談しやすい体制づくりに資するため、「こども家庭センター」を中心として、関係者、関係機関等の連携を強化するとともに、すべての子どもが夢と希望をもって成長できるよう、きめ細かな対応を行っていきます。

(1)児童虐待防止対策の充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
こども家庭センター	子育て支援課	子ども家庭支援の一体性・連続性を確保し、児童相談所等との円滑な連携・協働体制を確保します。	継続
要保護児童対策地域協議会	子育て支援課	虐待の未然防止、早期発見、適切な保護に資するため、児童相談所その他関係機関との適切な連携の下、要保護児童等に対する情報共有、適切な支援を行います。	継続
家庭児童相談員の配置	子育て支援課	こども家庭センターに、家庭児童相談員を配置して、相談、指導、通告等の業務を行います。	継続

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
母子自立支援員の配置	子育て支援課	ひとり親家庭の生活水準・職業能力の向上に向けた相談・支援・指導を行います。	継続
自立支援教育訓練給付金の助成	子育て支援課	ハローワークと連携を図りながら、ひとり親の自立に向けた主体的な能力開発等に対して金銭的な支援を行います。	継続
高等職業訓練促進給付金	子育て支援課	ひとり親が看護師、介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活負担軽減を図ります。	継続
児童扶養手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、子どもの福祉増進のため、国の基準に従って手当を支給し、負担軽減を図ります。	継続
ひとり親家庭医療費の助成	子育て支援課	ひとり親家庭の親・子どもの医療費に対して、助成を行います。	継続
母子・寡婦福祉資金貸付	子育て支援課	ひとり親家庭に対する経済的支援のため貸付制度の案内を行います。	継続

(3)障がい児施策の充実

事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
障がい児保育事業	子育て支援課	心身障がいや発達に遅れがあるものの、集団保育により発達が促進されると判断した児童を受け入れた場合、その保育園に助成を行います。	継続
障がい福祉サービス事業	社会福祉課	障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動支援、短期入所などのサービスを提供します。	継続
障がい児通所支援事業	社会福祉課	障がいのある児童を対象に、児童福祉法に基づいて、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。	継続
地域生活支援事業	社会福祉課	自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう相談支援を行うとともに、手話通訳者等の派遣や外出支援、日常生活上の便宜を図るための用具の給付、貸与などを行います。	継続
重度心身障害者医療助成事業	社会福祉課	重度心身障がいのある方や児童の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合、その自己負担相当額を助成します。	継続
自立支援医療費（育成医療）の支給	社会福祉課	身体に障がいのある児童の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるために必要な医療費の一部を支給します。	継続
心身障害者福祉手当の支給	社会福祉課	市独自で手当を支給する制度を設け、障がいのある方や児童の福祉を増進します。	継続
特別児童扶養手当の支給	社会福祉課	障がいのある 20 歳未満の児童を養育する人に対して、国の基準に基づき都道府県等が手当を支給します。	継続
障害児福祉手当の支給	社会福祉課	在宅で日常生活に常時介護を要する一定の障がいのある 20 歳未満の児童に対して、国の基準に基づき手当を支給します。	継続
補装具費の支給	社会福祉課	身体上の障がいを補うための用具の購入（借受け）又は修理を行う場合に、その費用の一部を支給します。	継続
軽度・中度聴覚障がい児支援事業	社会福祉課	公的助成を受けられない軽度から中度の聴覚障がいのある児童に対し、補聴器購入に要する経費の一部を助成します。	継続
児童発達支援等利用者負担給付金の支給	社会福祉課	就学前障がい児の早期療育を支援するため、児童発達支援等の通所にかかる利用者負担金を助成します。	新規
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	社会福祉課	小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となっている児童等に対し、日常の療養生活に必要な特殊寝台等の用具を給付します。	新規

基本目標7 仕事と子育てが両立する環境づくり

本市では人口増加に向けた定住促進に当たり、多様な雇用の場の確保を図るため、子育て中の女性を対象に就労に関する情報を提供するとともに、一時保育サービスなどの各種就労支援に取り組んできました。

今後も男女が性別により差別されることなく、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備に努めるとともに、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な働き方を可能とする仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に努め、あらゆる機会を通じてより一層の広報・啓発、情報提供に努めます。

また小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や周知に努めます。

(1)働きやすい職場環境の整備

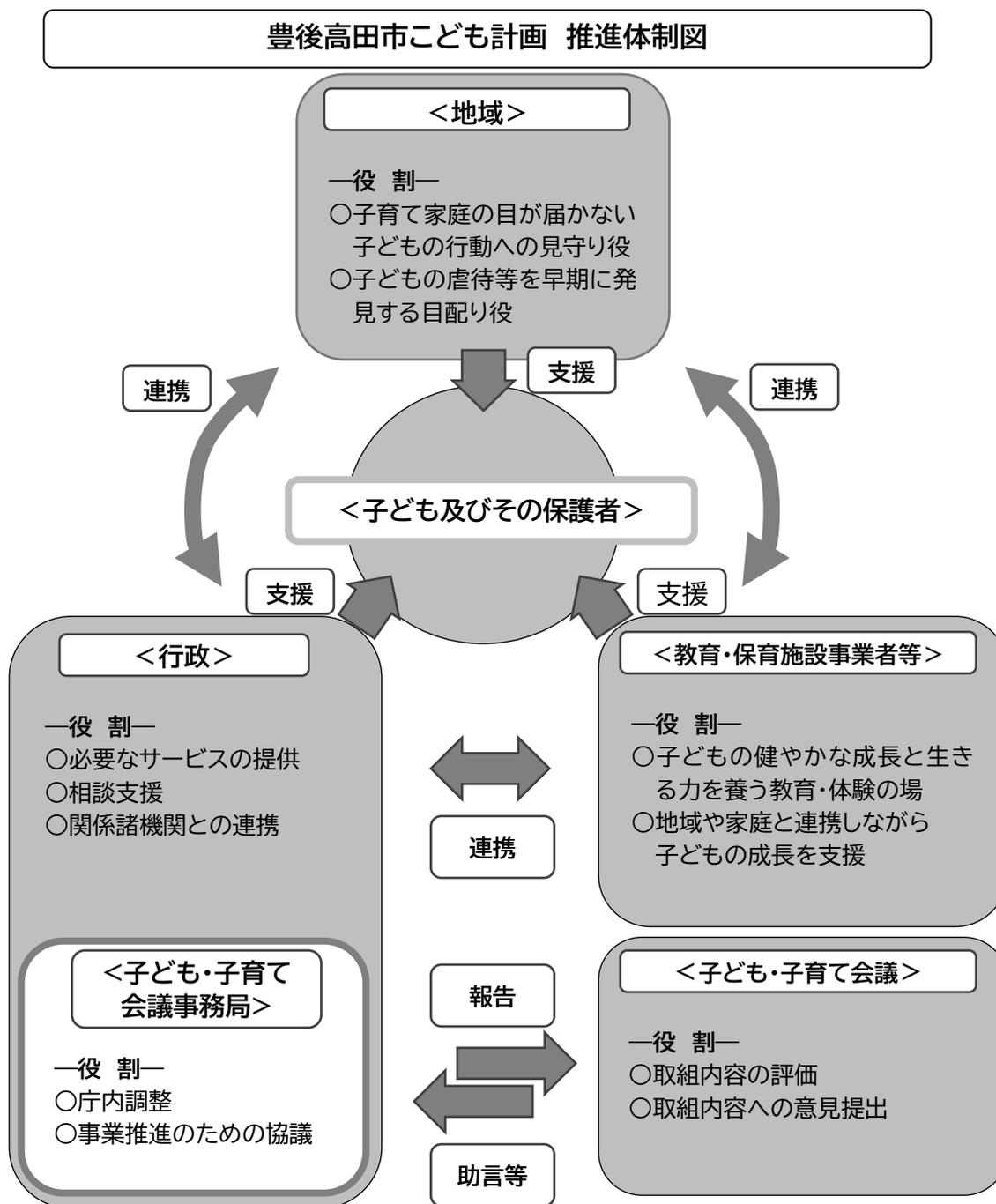
事業名	担当部署	事業内容及び状況	方向性
雇用対策協議会の取組	子育て支援課 商工観光課	企業ニーズの調査や求人情報の収集を行うとともに、利用者支援事業による「子育てmama相談窓口」を開設し、子育て支援情報との一元化を行います。	継続

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市を挙げて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。これは、家族・家庭、地域、事業主及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があることを意味しています。

父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、又、その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとします。

(1)行政の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。

(2)家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、又、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

家庭は子育ての基礎であり出発点です。子どもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、温かな愛情の下に、子どもと親が笑顔いっぱいにご過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3)学校の役割

保育所、幼稚園、学校は、子どもたちが心豊かに成長するための場でもあり、又、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。子どもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4)地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要です。

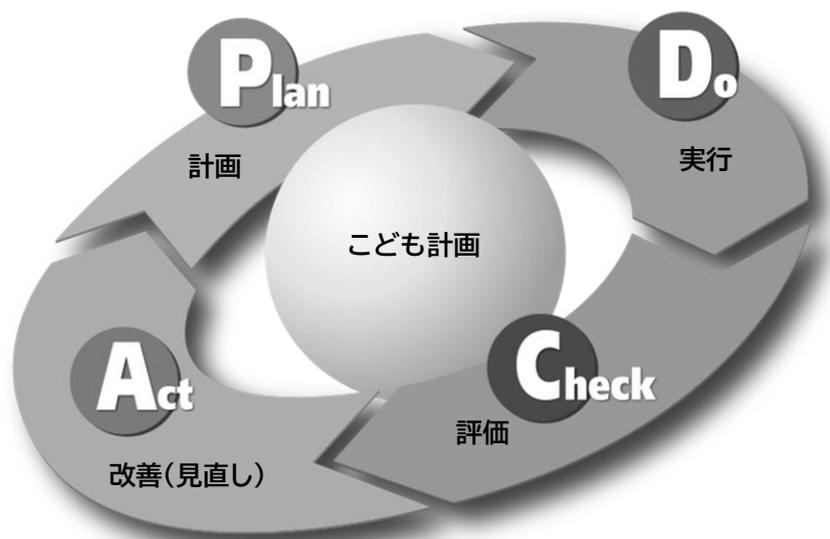
(5)企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。また、上向きとはいえない経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知

本計画に基づく施策を推進するため、定期的に事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、必要な計画の見直しを行います。



本計画は、市のホームページへの掲載などを行い、取り組みや事業の内容等につき市民への浸透を図ります。